

兵庫県公報

令和7年3月31日 月曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

監査委員公告

○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表について	1
--------------------------------	---

監査委員公告

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月31日

兵庫県監査委員

吉 岡 たけし
花 岡 正 浩
小 畑 由起夫
岸 本 かずなお

令和6年度

包括外部監査結果報告書

—福祉部所管の少子・子育て施策に関する
財務事務の執行及び事業の管理について—

兵庫県包括外部監査人

遠藤眞廣

目次

第1 外部監査の概要	6
Ⅰ. 外部監査の種類	6
Ⅱ. 選定した特定の事件（テーマ）	6
1. 監査対象	6
2. 対象期間	6
3. 選定理由等	6
Ⅲ. 外部監査の方法	7
1. 監査の視点等	7
2. 監査の主な手続	7
3. 監査対象機関・部署.....	8
Ⅳ. 監査従事者	8
1. 包括外部監査人	8
2. 包括外部監査人補助者.....	9
Ⅴ. 外部監査の実施期間.....	9
Ⅵ. 利害関係	9
Ⅶ. 金額単位等	9
1. 金額単位について.....	9
2. 略語について	9
3. 「子供」すなわち児童とは.....	9
Ⅷ. 監査日程について	10
1. 兵庫県福祉部のこども政策課、児童家庭課.....	10
2. 兵庫県福祉部所管のこども家庭センター.....	10
3. 兵庫県福祉部所管の県立明石学園.....	10
第2 福祉部所管の少子・子育て施策に関する概要.....	11
Ⅰ. 兵庫県と市町の連携について.....	11
Ⅱ. ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024年）について.....	12
第3 監査の結果と意見	14
Ⅰ. 報告書の表記	14
Ⅱ. 福祉部 こども政策課.....	15
1. 結婚新生活支援事業.....	15
2. 地域子育て支援拠点事業.....	17
3. 利用者支援事業	19
4. ファミリー・サポート・センター事業.....	22
5. 一時預かり事業	24

6. ひょうご放課後プラン推進事業.....	26
7. ひょうご保育料軽減事業.....	30
8. 乳幼児子育て応援事業.....	33
9. 認定こども園整備等促進事業.....	38
10. 保育体制強化事業.....	41
11. 延長保育事業	43
12. 病児・病後児保育推進事業.....	45
13. 実費徴収にかかる補足給付を行う事業.....	48
14. 多様な主体の参入促進事業.....	50
15. 子どものための教育・保育給付事業.....	52
16. 都市部における保育所等への賃借料支援事業.....	57
17. 子育てのための施設等利用給付事業.....	59
III. 福祉部 児童家庭課.....	61
1. 女性保護事業推進費事業.....	61
2. 要保護女子入所委託費事業.....	65
3. 一時保護所措置費事業.....	70
4. こども家庭センター管理費・施設維持費事業.....	74
5. 一時保護所調理業務委託事業.....	78
6. 児童虐待防止対策強化事業.....	81
7. 子どもを守る多機関連携プロジェクト事業.....	83
8. 児童委員活動費用弁償費補助事業.....	85
9. 児童家庭支援センター相談体制強化事業.....	89
10. 児童福祉措置費事業.....	93
11. 特定妊婦等居場所確保・自立支援事業.....	95
12. 新たな子育て家庭支援基盤整備事業.....	100
13. 里親・特別養子縁組強化推進事業.....	105
14. 児童扶養手当支給費事業.....	111
15. ひとり親家庭子育て未来応援事業.....	115
16. 明石学園施設維持費・施設管理費事業.....	122
17. 明石学園児童措置費事業.....	124
IV. 福祉部 こども家庭センター.....	126
1. 事業概要	126
2. 中央こども家庭センター.....	133
3. 川西こども家庭センター.....	138
4. 姫路こども家庭センター.....	142
5. 豊岡こども家庭センター.....	146

V. 福祉部 県立明石学園.....	149
1. 明石学園	149

第 1 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号、以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び兵庫県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年 3 月 18 日条例第 19 号）第 2 条に基づく包括外部監査。

II. 選定した特定の事件（テーマ）

1. 監査対象

福祉部所管の少子・子育て施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について

2. 対象期間

令和 5 年度（自令和 5 年 4 月 1 日 至令和 6 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和 6 年度分についても監査対象にした。

3. 選定理由等

総務省の人口推計によると、令和 5 年 10 月 1 日時点における総人口は 1 億 2435 万 2 千人で前年と比較して 59 万 5 千人（0.48%）減り、大きな落ち込みとなった。少子高齢化の歯止めはかからず、出生児数が死亡者数を下回る自然減が 17 年連続となった。

15 歳未満が総人口に占める割合は、11.4%で過去最低となった一方で、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合は 29.1%と、最高を更新した。なお、75 歳以上は 2007 万人で、初めて 2000 万人を超えた。

兵庫県においても人口減少や自然減が続いており、15 歳未満が占める割合は減少する一方で、高齢者が占める割合は増加している。

人口の減少や少子高齢化の進展は、国内需要の縮小と労働力人口の減少につながり、経済の活力を低下させ、生活全般に様々な影響を及ぼすことになる。兵庫県についても人口減少や少子高齢化の傾向にあることから、経済の停滞に伴い、財政が予測以上に早く逼迫する可能性がある。

上記への対策には、安心して子育てができる環境を整えて、少子化に歯止めをかけることが不可欠なため、当年度における包括外部監査を実施するにあたり、

兵庫県における子ども・子育て支援に係る施策の実施状況について確認することにした。

子ども・子育て支援については、法律・条例、兵庫県の各種個別の計画等に基づき、さまざまな事業を行っており、その実施内容や対応部局も広範囲に及ぶ。ただし、兵庫県においては、各施策の一体的、具体的な実施、施策間の整合性確保、連携強化の観点から、基本計画であるひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024年）を策定しており、福祉部のこども政策課及び児童家庭課で、子ども・子育て支援に係る事業について一定の整理・集約をしている。

現行の基本計画が令和6年度で終期を迎えることから、次期計画策定も見据え、事業が適切かつ効率的に行われていたかという観点から、外部監査により評価することは有益である。

Ⅲ. 外部監査の方法

1. 監査の視点等

監査の視点等は、主に下記のとおりである。

- ① 委託等の契約事務や補助金交付事務は、規則に従い経済的、効率的に行われているか。
- ② 県と市町で適切な連携がとれているか。
- ③ 施設（例：こども家庭センター等）は効率的に運営され、財産管理は適切に行われているか。
- ④ 「ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024年）」で示される各種施策のKPIの進捗状況に鑑み、事務事業執行の改善に取り組まれているか。

2. 監査の主な手続

- ① 調査対象とした関係書類等
 - ・ 事務事業評価調書
 - ・ 県費交付要綱
 - ・ 県費負担金交付一覧、申請書、実績報告
 - ・ 措置費支弁台帳
 - ・ 委託契約書
 - ・ 備品管理台帳 など
- ② 説明聴取（ヒアリング）

監査対象の所管部局から説明を聴取した。

3. 監査対象機関・部署

① 兵庫県福祉部のこども政策課、児童家庭課

令和5年度事業費予算額が3千万円以上の事業を選定する。

② 兵庫県福祉部所管のこども家庭センター

県内7施設のうち、4施設（中央、川西、姫路、豊岡）を往査対象にした。

なお、当該4施設を選定した理由は、第3のIV. 福祉部 こども家庭センター1. 事業概要（2）監査の実施に記載している。

③ 兵庫県福祉部所管の県立明石学園

なお、①における監査対象事業は下記のとおりであり、こども政策課の17事業及び児童家庭課の17事業を合わせた34事業を選定している。

No.	こども政策課	児童家庭課
1	結婚新生活支援事業	女性保護事業推進費事業
2	地域子育て支援拠点事業	要保護女子入所委託費事業
3	利用者支援事業	一時保護所措置費事業
4	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭センター管理費・施設維持費事業
5	一時預かり事業	一時保護所調理業務委託事業
6	ひょうご放課後プラン推進事業	児童虐待防止対策強化事業
7	ひょうご保育料軽減事業	子どもを守る多機関連携プロジェクト事業
8	乳幼児子育て応援事業	児童委員活動費用弁償費補助事業
9	認定こども園整備等促進事業	児童家庭支援センター相談体制強化事業
10	保育体制強化事業	児童福祉措置費事業
11	延長保育事業	特定妊婦等居場所確保・自立支援事業
12	病児・病後児保育推進事業	新たな子育て家庭支援基盤整備事業
13	実費徴収にかかる補足給付を行う事業	里親・特別養子縁組強化推進事業
14	多様な主体の参入促進事業	児童扶養手当支給費事業
15	子どものための教育・保育給付事業	ひとり親家庭子育て未来応援事業
16	都市部における保育所等への賃借料支援事業	明石学園施設維持費・施設管理費事業
17	子育てのための施設等利用給付事業	明石学園児童措置費事業

IV. 監査従事者

1. 包括外部監査人

公 認 会 計 士

遠 藤 眞 廣

2. 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

(五十音順)

公 認 会 計 士	青 戸 祥 倫
公 認 会 計 士	安 達 誠 二
公 認 会 計 士	大 谷 泰 史
公 認 会 計 士	森 山 恭 太

V. 外部監査の実施期間

所管部局に対し、令和6年4月1日から令和7年1月24日までの期間にわたり、監査を実施した。

VI. 利害関係

兵庫県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の28第3項及び第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

VII. 金額単位等

1. 金額単位について

金額については円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てており、また率その他については円単位数値を基に算出し表示単位未満を四捨五入している。そのため、報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

2. 略語について

本文中で使用する法令等の略語は下記のとおりである。

関係法令・規則等		略 語
地方自治法	昭和22年法律第67号	自治法
地方自治法施行令	昭和22年政令第16号	施行令

なお、引用文章、監査の指摘事項、監査の意見の記載箇所では、略語を用いていない。

3. 「子供」すなわち児童とは

子育て支援の対象の「子供」（児童福祉法でいう児童、子ども・子育て支援法

でいう子ども、こども基本法でいうこども)は、児童福祉法で下記のように定義されている(第4条)。本稿では児童福祉法の定義に従う。

児童	満18歳に満たない者
乳児	満1歳に満たない者
幼児	満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
少年	小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

また「学童」とは小学校に就学している児童とされているが(児童福祉法第6条の3、第2項参照)、法律用語ではない。

VIII. 監査日程について

1. 兵庫県福祉部のこども政策課、児童家庭課

部署名	往査日	延べ往査人数
こども政策課	7月9日	4人
	9月5日、6日、27日	3人(各日1人)
児童家庭課	7月4日	5人
	7月9日	4人
	9月6日、11日、17日、 27日、30日	7人 (各日1～2人)

2. 兵庫県福祉部所管のこども家庭センター

施設名	往査日	延べ往査人数
中央こども家庭センター	10月3日	4人
川西こども家庭センター	9月18日	3人
姫路こども家庭センター	9月20日	3人
豊岡こども家庭センター	10月8日	4人

3. 兵庫県福祉部所管の県立明石学園

施設名	往査日	延べ往査人数
県立明石学園	10月3日	4人

第2 福祉部所管の少子・子育て施策に関する概要

I. 兵庫県と市町の連携について

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものである（自治法第1条の2第1項）。

合わせて、県と市町には役割分担がある。

地方自治法第2条第3項（市町村）

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項（地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの）の事務を処理するものとする。

地方自治法第2条第5項（都道府県）

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

地方自治法の規定を受けて、子ども・子育て支援法にも同主旨の規定が設けられている。

（子ども・子育て支援法 第3条第2項）。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

（アンダーラインは監査人記載）

すなわち、兵庫県福祉部としては

- 1, 市町に対する必要な助言及び適切な援助
 - 2, 特に専門性の高い施策
 - 3, 各市町の区域を超えた広域的な対応が必要な施策
- これらを講じなければならない。

Ⅱ. ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024年）について

兵庫県では少子化の進行を見据えて平成10年度から概ね5年ごとに子ども・子育ての基本計画を見直し、その基本計画のもと、毎年度ごとに行動プログラムを策定している。

令和6年度はひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024年）の最終年度であり、“安心して子育てできる兵庫の実現”を基本理念に、“若者が就業・結婚・子育てに夢を持てる兵庫”を重点テーマとし、4つの目標と5つの数値目標を掲げ、全庁を挙げて少子対策・子育て支援施策を推進している。

4つの目標

- ① 豊かな人間性を育み、若者が就業や家族形成に明るい展望を持てる社会づくり
- ② 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶う環境づくり
- ③ 仕事と生活が調和し、男女がともに職場や家庭で活躍できる社会づくり
- ④ 子どもが健やかに育つ安全・安心な社会づくり

5つの数値目標（KPI）と最終年度の行動プログラム（ひょうご子ども・子育て未来プランプログラム2024）の結果比較は下記のとおりである。

数値目標	子ども・子育て未来プラン 2020～2024年		ひょうご子ども・子育て未来 プラン プログラム2024		注
	数値目標	条件			
合計特殊出生率	1.41	計画期間中維持	1.29	2023年	1
出生数	18万人	2020～2024年計	32,615人	2023年	2
待機児童数	0	2021～2024年	256人	2024年	3
20～30代女性の社会移動数	転出・転入均衡	2024年	△3,465人	2023年	4
婚姻数	27000件	2024年	19,629件	2024年	5

注

- 1 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が平均して一生の間に産む子供の数に相当。
数値は2023年で概数。平成28年をピークに下降トレンド。
- 2 5か年累計目標の出生数を5年で平均した数は36,000人
数値は2023年で概数。
- 3 4月1日時点
- 4 △は転出超過
20代女性△3,670人 30代女性205人の合計値
- 5 2024年は概数

5つの数値目標は最重要数値目標が合計特殊出生率と出生数であり、この最重要数値目標達成の重要な鍵が待機児童数、20～30代女性の社会移動数並びに婚姻数という位置づけになっている。

最終年度の結果は上表のとおり5つのKPIがいずれも未達という厳しいものになっている。

兵庫県福祉部としては、各事務事業の目標が基本計画のKPI達成の下位目標であるので、PDCAサイクルを機能させながら一層の県民福祉の向上に努めなければならない。

第3 監査の結果と意見

I. 報告書の表記

「第3 監査の結果と意見、II. 福祉部 こども政策課～V. 福祉部 県立明石学園」に記載した監査の「指摘事項」と「意見」の違いは下記のとおりである。

- ・指摘事項 : 監査の視点等に抵触するもの。
- ・意見 : 「指摘事項」以外で、改善・検討を求める事項。

Ⅱ．福祉部 こども政策課

1．結婚新生活支援事業

(1) 事業の実施

① 事業概要

事業名	結婚新生活支援事業		所管課	こども政策課 こども企画班	
開始年度	平成 25 年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	市町
事業目的	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援。				
事業概要	【補助対象】 市町 【対象世帯】 夫婦ともに 39 歳以下かつ世帯所得 500 万円未満の新規に婚姻した世帯 【対象経費】 ①結婚に伴う新規の住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 ②結婚に伴う引越費用に係る支援 ③結婚に伴う住宅リフォーム費用に係る経費 【補助基準額】 ①夫婦ともに 29 歳以下の世帯：1 世帯当たり 60 万円 ②上記以外：1 世帯あたり 30 万円				
根拠法令等	—				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		52,699	56,999	101,257	226,516
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	52,699	56,999	101,257	226,516
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(52,699)	(56,999)	(101,257)	(226,516)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(0)	(0)	(0)	(0)
予算額②		40,000	54,840	144,437	226,516
※精算補正前の予算を記載					
執行率 ((①/②) × 100)		131.7%	103.9%	70.1%	100.0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		52,699	56,999	101,257	226,516

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☒改善
☐他事業との統合
☐その他

(説明)

財政状況の厳しい本県や小規模市町においては新規で事業を立ち上げることが難しく、少子対策・子育て支援に活用できていない。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、交付要綱、実績報告書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2. 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	地域子育て支援拠点事業		所管課	こども政策課 こども企画班	
開始年度	平成27年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	市町
事業目的	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、市町が実施主体となり、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実に図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。				
事業概要	地域子育て支援拠点事業を実施する市町に対し、事業の実施に必要な経費の一部を補助する。補助金（国1／3、県1／3、市町1／3）				
根拠法令等	子ども・子育て支援法				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		648,167	554,586	547,445	546,336
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	648,167	554,586	547,445	546,336
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(648,167)	(554,586)	(547,445)	(546,336)
予算額②		674,302	679,287	556,853	546,336
※精算補正前の予算を記載					
執行率（(①/②）×100）		96.1%	81.6%	98.3%	100.0%

人件費③	—	—	—	—
総コスト (①+③)	648,167	554,586	547,445	546,336

③ 評価指標
作成していない。

④ 自己評価

<u>課題・今後の方向性</u> ☐ 改善 ☐ 他事業との統合 ☒ その他
(説明) 今後とも本事業の活用により、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援していく。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、交付要綱、実績報告書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3. 利用者支援事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	利用者支援事業		所管課	こども政策課 こども企画班	
開始年度	平成27年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	市町
事業目的	子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。				
事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施。				
根拠法令等	子ども・子育て支援法				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		109,271	93,809	92,064	115,973
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	109,271	93,809	92,064	115,973
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(109,271)	(93,809)	(92,064)	(115,973)
予算額② ※精算補正前の予算を記載		277,797	171,415	119,784	115,973
執行率 ((①/②) × 100)		39.3%	54.7%	76.9%	100.0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		109,271	93,809	92,064	115,973

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

事業未実施の市町があるため、全市町実施を目指す。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、交付申請、交付決定、実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 実績報告について

当事業の補助金交付要綱では、補助金額に関し、

「1 「子ども・子育て支援交付金の交付について」(令和5年7月31日付けこ成事第365号)。以下、「子ども・子育て支援交付金通知」という。)の別紙の表「4 対象経費」の欄に定める対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを事業ごとに比較して少ない方の額を選定する。

2 「子ども・子育て支援交付金通知」の別紙の表の「3 基準額」の欄に定める事業ごとに算出した基準額の合計額を選定する。

3 1により選定した額と2により選定した額とを事業ごとに比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとし、かつ予算の範囲内とする。」と規定されている。

これを要約すると、

(ア) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(イ) 対象経費の実支出額

(ウ) 事業ごとの県補助基準額

のうち最も少ない額を補助基本額とし、県はその1/6(補助率)を支給する、という意味である。

各市町から提出された補助金精算額調書を閲覧したところ、(イ)対象経費の実支出額として(ウ)事業ごとの県補助基準額と同額が記載されているケースが散見された。このケースでは補助職員や兼任職員が事業の対象として含まれており、本来の業務との兼任であるから、給与額は何らかの基準で案分しているはずである。また休日対応や出張支援相談もあるので休日手当や出張旅費等も発生することも鑑みると、対象経費の実支出額が県補助基準額と同額になることは通常考え

難く、実支出額の計算を省略して県補助基準額で申請している可能性がある。

仮に実支出額を計算して実支出額の方が低い場合は実支出額が県補助基本額となり、県の補助金要支給額も低くなる可能性があることから、県としてはこのようなケースでは実支出額の算出方法を問い合わせ、必要であれば実支出額を適正に算出して記載するよう指導が必要であると考えられる。

【意見1】実績報告の実支出額について

報告された実支出額に疑義がある場合には算出方法を問い合わせ、必要であれば適正に算出して記載するよう指導されたい。

② 共通経費の案分基準について

当事業のようなケースも含め、市町が各事業の実績額を算定する際、例えば兼任職員の給与額などの共通経費を事業実施分と本来の市町職務分に案分を行ったり、場合によっては各補助事業にまたがる共通経費を事業毎に案分する必要があるケースは多い。この場合、現在は補助金交付要綱において案分基準が市町に明確には示されていない為、市町が独自の基準又は判断により案分し、市町毎に相違が発生していると考えられる。これは県の補助金額の多寡に影響する可能性があることから、県は共通経費の案分基準についての考え方など、実務上の指針を例えば実績報告フォーム等に記載して市町を指導することを検討されたい。

【意見2】共通経費の案分基準について

共通経費の案分に関する実務上の指針を示すことを検討されたい。

③ 評価指標について

当事業には事務事業評価調書が作成されていないという理由で評価指標が設定されていない。兵庫県全体としてプランを作って進めている事業であり、上記3（1）④「自己評価」の「課題・今後の方向性」においても「事業未実施の市町があるため、全市町実施を目指す。」と記載されている。利用者支援事業開設箇所数または全市町数を評価指標として設定し、目標をもって市町を指導していくよう検討されたい。

【意見3】評価指標の設定について

利用者支援事業開設箇所数または全市町数を評価指標に設定することを検討されたい。

4. ファミリー・サポート・センター事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	ファミリー・サポート・センター事業		所管課	こども政策課 こども企画班	
開始年度	平成9年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	市町
事業目的	地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図る。				
事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と援助を提供したい者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。				
根拠法令等	子ども・子育て支援法				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		60,013	63,336	68,438	87,194
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	60,013	63,336	68,438	87,194
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(60,013)	(63,336)	(68,438)	(87,194)
予算額② ※精算補正前の予算を記載		75,777	78,090	87,555	87,221
執行率 ((①/②) × 100)		79.2%	81.1%	78.2%	100.0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		60,013	63,336	68,438	87,194

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

依頼会員に比べて提供会員の確保が困難である。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、交付申請、交付決定、実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 評価指標について

当事業には事務事業評価調書が作成されていないという理由で評価指標が設定されていない。兵庫県全体としてプランを作って進めている事業であり、例えば提供回数を評価指標として設定し、目標をもって市町を指導していくよう検討されたい。

【意見4】評価指標の設定について

サービスの提供回数を評価指標に設定することを検討されたい。

5. 一時預かり事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	一時預かり事業		所管課	こども政策課 こども企画班	
開始年度	平成26年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	市町
事業目的	公立を含む保育所等において児童を一時的に預かり、一時的に保育が困難になる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援をする。				
事業概要	【事業内容】 家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、公立を含む保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う。 【実施主体】 市町（適当と認める者に委託可） 【対象児童】 家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児				
根拠法令等	子ども・子育て支援法				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		727,250	800,421	853,323	1,044,154
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	727,250	800,421	853,323	1,044,154
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(727,250)	(800,421)	(853,323)	(1,044,154)

予算額② ※精算補正前の予算を記載	928,542	972,852	990,871	1,044,254
執行率（（①/②）×100）	78.3%	82.3%	86.1%	100.0%
人件費③	—	—	—	—
総コスト（①+③）	727,250	800,421	853,323	1,044,154

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

全市町で実施されており、実施箇所数も増加傾向にある。

今後も、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、保護者への支援が必要となってくると思われるので、引き続き事業を円滑に進めていく。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、市町からの交付申請、交付決定、実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 評価指標について

当事業には事務事業評価調書が作成されていないという理由で評価指標が設定されていない。兵庫県全体としてプランを作って進めている事業であり、例えば私立幼稚園預かり保育実施園数を評価指標として設定し、目標をもって市町を指導していくよう検討されたい。

【意見5】評価指標の設定について

私立幼稚園預かり保育実施園数を評価指標に設定することを検討されたい。

6. ひょうご放課後プラン推進事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	ひょうご放課後プラン推進事業			所管課	こども政策課 こども企画班
開始年度	平成19年度	終了年度	—	関連計画等	ひょうご子ども・子育て未来プラン(2020～2024年)
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	市町
事業目的	就労等により昼間保護者が家庭にいない児童の安全で健やかな居場所の設立・運営に向けて、国の「放課後子ども総合プラン」を基に、放課後児童クラブの設立・運営を助成することにより、放課後児童の健全育成に寄与するとともに、子育て家庭を支援する。				
事業概要	クラブの運営や整備に要する費用を補助する。 【負担割合】(保護者1/2)(国1/6、県1/6、市町1/6)				
根拠法令等	児童福祉法				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		2,764,023	2,906,767	3,341,511	4,675,953
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	2,764,023	2,906,767	3,341,511	4,675,953
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(2,764,023)	(2,906,767)	(3,341,511)	(4,675,953)
予算額②		3,573,550	3,599,281	3,810,098	4,675,953
※精算補正前の予算を記載					
執行率 ((①/②) × 100)		77.3%	80.8%	87.7%	100.0%

人件費③	—	—	—	—
総コスト (①+③)	2,764,023	2,906,767	3,341,511	4,675,953

③ 評価指標

・成果指標（アウトカム指標①）

放課後児童クラブ開設数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	1,575	1,638	1,654	1,654	1,654
実績(見込)	1,523	1,545	(1,595)	(1,654)	令和5年度
(単位当たりコスト)*	(1,814)	(1,881)	(2,095)	(2,827)	
達成率(見込)	96.7%	94.3%	96.4%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

・成果指標（アウトカム指標②）

利用児童数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	60,771	62,105	63,307	64,209	64,209
実績(見込)	55,309	56,957	(59,754)	(64,209)	令和6年度
(単位当たりコスト)*	(53)	(51)	(56)	(73)	
達成率(見込)	91.0%	91.7%	94.4%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

・活動指標（アウトプット指標）

認定資格研修修了者数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	500	500	500	500	500
実績(見込)	438	404	(500)	(500)	令和5年度
(単位当たりコスト)*	(6,636)	(7,195)	(6,683)	(9,352)	
達成率(見込)	87.6%	80.8%	104.8%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

④ 自己評価

評価の視点	評価	目標に対する達成状況 (総合的評価)
○ 有効性 (評価指標に対する実績)	少子化や核家族化の進行・就労形態の多様化に伴い、児童クラブの必要性が高まっており、開設数及び利用児童数は年々増加傾向にある。	「小1の壁」の解消に向け、実施主体である市町と連携し、放課後児童クラブの推進に取り組んでいる。
○ 効率性 (最小のコストで最大の効果)	—	
課題・今後の方向性		
☑改善 ☐他事業との統合 ☑その他		
(説明)		
引き続き実施主体である市町と連携しながら事業を実施する。		

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、以下の事項が発見された。

兵庫県福祉部補助金交付要綱では、次の3つの局面で審査が必須になる。

i. 交付決定の場合には申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、(中略) 補助金の交付の決定をする。

ii. 補助事業の変更の場合には申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知する

iii. 額の確定の場合には実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により当該補助事業者に通知するものとする。

【意見6】 審査について

兵庫県福祉部補助金交付要綱では「審査及び必要に応じて現地調査等により」交付決定、補助事業の変更、額の確定が行われるが、当該審査の内容が記載されている「審査書」がない。現状は決裁作成過程の数値の整合性の検証を「審査」と解されているようである。しかし令和5年度から県庁内で電子決裁が開始されたため決裁に添付されるエクセルシートに相互関連する計算のチェック機能が組み込まれており、集計等エラーはパソコン画面上で形式的に発見できるようになっている。したがって、決裁承認の際の計算チェックを慎重に行う過程とは別に、審査項目のチェックリスト化なども組み合わせ補助事業の内容の深度のある審査を行い、またできれば客観性を保つため決裁権限者から独立した者が審査を実施し、その結果及び過程を文書化し審査の証跡が確認できるようにすることが望まれる。

7. ひょうご保育料軽減事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	ひょうご保育料軽減事業		所管課	こども政策課 こども企画班	
開始年度	平成20年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☐ 国補助事業 ☒ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他()			実施主体等	市町
事業目的	子育てにかかる経済的負担感の軽減を図るため、保育料を助成し子育て家庭を支援することで、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。				
事業概要	【対象者】 国の規定に基づく保育料軽減の措置を受けない子ども 【所得制限】 第1子：市町民税所得割額 57,700 円未満世帯、第2子以降：市町民税所得割額 155,500 円未満世帯 【補助基準額】 第1子：10,000 円、第2子以降：15,000 円 ※月額5千円以上を超える保育料に対して補助（保育料の1／2と補助基準額の低い方） 【対象施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等				
根拠法令等	—				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		364,560	383,990	388,625	426,810
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	364,560	383,990	388,625	426,810
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(146,449)	(152,706)	(156,323)	(164,520)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(218,111)	(231,284)	(232,302)	(262,290)

予算額② ※精算補正前の予算を記載	444,600	437,670	441,240	426,810
執行率（（①/②）×100）	82.0%	87.7%	88.1%	100.0%
人件費③	4,935	4,954	5,074	5,232
総コスト（①+③）	369,495	388,944	393,699	432,042

③ 評価指標

・成果指標（アウトカム指標）

出生数（ひょうご子ども・子育てプラン指標）

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
実績(見込)	35,581	33,565	32,615	(36,000)	令和6年度
(単位当たりコスト)*	(10)	(12)	(12)	(12)	
達成率(見込)	98.8%	93.2%	90.6%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

・活動指標（アウトプット指標）

実施市町数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	41	41	41	41	41
実績(見込)	41	41	41	(41)	令和6年度
(単位当たりコスト)*	(9,012)	(9,486)	(9,602)	(10,538)	
達成率(見込)	100.0%	100.0%	100.0%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

④ 自己評価

評価の視点	評価	目標に対する達成状況 (総合的評価)
○ 有効性 (評価指標に対する実績)	内閣府の調査によると、子どもを増やしたくない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、子育てにおける経済的負担が少子化に拍車をかける状態となっている。 低所得層から中間層までの子育て世帯に保育料を助成することで、子育てにかかる経済的負担感を軽減している。	少子化が進む中、子育て世帯では、子どもの保育料が家計に対して大きな負担となることから、安心して子育てできる環境をつくるために、保育料を助成する必要がある。
○ 効率性 (最小のコストで最大の効果)	保育料の決定を行う市長等への補助とすることで、対象世帯の確認及び軽減額の計算等の事務を効率的に実施。また、第1子及び第2子については県・市町で1/2ずつ負担するなど、市町と共同して実施している。	県下全市町において実施することで、子育て環境の整備を推進している。

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

保護者からの問合せが多いことから、HP等で対象に該当するかどうかの確認方法、申請手続き、よくある問い合わせを掲載するなど、より分かりやすい情報発信にすることで、今後も本事業を適切に実施する。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、交付要綱、実績報告書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

8. 乳幼児子育て応援事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	乳幼児子育て応援事業		所管課	こども政策課 こども企画班	
開始年度	平成20年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☐ 国補助事業 ☒ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他()			実施主体等	(公社)兵庫県 保育協会及び保 育所等
事業目的	在宅の0～2歳児及びその親に対する子育て支援への関心が高まっていることから、しつけを学んだり、集団活動を体験する機会を新たに設け、親育ちの機会とする。				
事業概要	・乳幼児の育児や遊び全般に関する親の体験活動の機会を設ける。なお、親が乳幼児の育児や遊び全般に関する体験活動に参加している間、別室で子どもを預かるなど一時的に親を育児から解放する機会を適宜、設ける。 ・保育所入所児童と一緒に保育・遊びを体験することにより、簡単な身の回りの活動を習得する。				
根拠法令等	—				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		431,205	469,080	479,950	646,560
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	431,205	469,080	479,950	646,560
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(431,205)	(469,080)	(479,950)	(646,560)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(0)	(0)	(0)	(0)

予算額② ※精算補正前の予算を記載	600,360	628,080	641,280	646,560
執行率（（①/②）×100）	71.8%	74.7%	74.8%	100.0%
人件費③	8,225	8,257	8,456	8,720
総コスト（①+③）	439,430	477,337	488,406	655,280

③ 評価指標

・ 成果指標（アウトカム指標）

実施施設数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	761	803	823	831	831
実績(見込)	478	511	(513)	(831)	令和6年度
(単位当たりコスト)*	(919)	(934)	(952)	(789)	
達成率(見込)	62.8%	63.6%	62.3%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

・ 活動指標（アウトプット指標）

実施市町数（民間保育所のない1町を除く）

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	40	40	40	40	40
実績(見込)	39	39	(39)	(40)	令和6年度
(単位当たりコスト)*	(11,267)	(12,239)	(12,523)	(16,382)	
達成率(見込)	97.5%	97.5%	97.5%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

④ 自己評価

評価の視点	評価	目標に対する達成状況 (総合的評価)
○有効性 (評価指標に対する実績)	保育料無償化の制度が開始され、在宅の0～2歳児及びその親に対する子育て支援の関心は年々高まっている。その関心に応えるべく、本事業において在宅育児に集団活動の場を設けることや、親子でイベントに参加することにより、親育ちの場を設けることができている。	例年、全園実施を想定した予算は確保しているが、現時点では達成できておらず、周知方法等に課題が残る。 令和3年までは新型コロナウイルス感染症の影響により本事業の実施を辞退した施設があったことから施設数が低迷しているものの、令和4年度以降は実施施設数は回復傾向にある（令和5年度実績513か所）。 今後さらなる周知を行い、目標達成に向けて事業を継続していく。
○効率性 (最小のコストで最大の効果)	県内のほぼすべての民間保育所が加盟している（公社）兵庫県保育協会に事業を委託することにより、事業を円滑におこなうことができている。	

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

HP等で事業目的や事業内容等の詳細を記載することや、県・市町子ども子育て支援協働会議など様々な機会を通して本事業の周知を行うことで、目標である民間保育所全園実施達成を目指す。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、交付申請、交付決定、実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 事業内容の広報について

当該事業では評価指標として実施施設数や実施市町数が設定され、また「ひょうご子ども・子育て未来プラン」においては実施保育所数（累計）にKPIが設定されている。KPI達成状況は平成30年度では99.0%となっていたが、その後保育園数が増加したことなどから上記表（成果指標（アウトカム指標））に記載されているように令和5年度の成果指標では62.3%の達成率に留まっており、民間保育所全園実施という目標達成のためには制度の周知が必須である。しかし県では当

該事業に関して特別な広報活動は行っておらず、県のホームページでも簡素な制度説明しか記載されていない。またホームページでリンクを張った先の、業務委託先である（公社）兵庫県保育協会ホームページにおいてもわずか1行の制度説明のほか、実施施設一覧表を載せているだけとなっている。県では令和6年度より各市町に広報依頼を発出しているとのことであるが、当事業は県の独自事業であり県の方でも広報紙やホームページ、メールなどを有効活用し施設や県民への周知を図るべきである。

【意見7】事業内容の広報について

県の広報媒体も有効活用し、制度内容の周知を図られたい。

② 契約の履行確認について

当事業については令和4年度まで、県から事業を委託された（公社）兵庫県保育協会が保育所等に再委託し事業を実施していたが、令和5年度より県と実施事業者である各保育所等との直接契約により実施することとした（（公社）兵庫県保育協会には別に事務に関する委託契約を締結）。

県と実施事業者との契約では、事業の実施回数について

- （実施回数）年間48回（週1回）以上又は年間96回（週2回）
- （開催時間）1回あたり5.5時間程度（準備時間を含む）

と定められており、48回以上、96回以上それぞれに応じた委託金額が設定されている。契約上、仮に実施回数や開催時間が上記に満たなかった場合の精算条項は設けられておらず、委託金額が支払われる為には上記実施回数及び開催時間の完全実施を条件とする請負契約であると考えられる。

委託先法人からの実施報告において実際に契約回数通り実施したかどうかの確認については、開催日、参加人数、体験活動事業内容（8個の定型項目の中から選択してナンバーを記載）を「乳幼児子育て応援事業実施状況（施設別）」に記載し、別に定型の完了報告書を提出させるだけとなっている。この他に箇所別明細書（収支計算書）も提出を義務付けているが、多くの明細書では補助金と経費が同額となっているなど、記載内容に信頼性が乏しい。

契約請書では「（2）調査への協力」として

「ア 契約担当者は、この契約に係る契約担当者の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、契約者に対し、契約担当者が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

イ 契約者は、契約担当者から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計

年度を含む6会計年度の間は同様とする。」

と定められている。

しかし、仮に実際に契約通りの回数を実施していることに疑義があり上記の調査を実施した場合でも、残すべき資料が定められていない為、実施に関する何等の資料も提出されず調査が充分に行えない可能性がある。例えば実施内容や実施時間を記載した名簿を毎回準備し参加者から参加サインを記載してもらった書類を保存する、等の要件を実施要綱に記載しておき、必要に応じて当該資料の提出を要請する等、契約の履行確認の実効性を担保する方法を検討することが必要と考えられる。

【意見8】 履行確認の実効性担保について

契約の履行確認の実効性を担保するため、業務の履行に当たって作成すべき書類を定めることを検討されたい。

9. 認定こども園整備等促進事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	認定こども園整備等促進事業		所管課	こども政策課 こども育成班	
開始年度	平成22年度	終了年度	令和6年度	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☒ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	事業者
事業目的	保育所及び幼稚園が認定こども園として整備するのに際し、国交付金の対象外となる施設の拡充に係る経費及び必要となる準備事務に係る経費の一部を支援し、認定こども園の設置促進を図る。				
事業概要	・ 認定こども園を整備する私立幼稚園・私立保育所に対し施設整備費・備品整備費を補助 ・ 認定こども園に移行する私立保育所に対し移行準備に要する経費を補助				
根拠法令等	—				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		8,327	4,206	4,565	34,495
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	8,327	4,206	4,565	34,495
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(7,200)	(7,200)	(7,200)	(4,000)
	(特定)	(35,295)	(33,695)	(33,695)	(30,495)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(0)	(0)	(0)	(0)
予算額② ※精算補正前の予算を記載		42,495	40,895	40,895	34,495
執行率 ((①/②) × 100)		19.6%	10.3%	11.2%	100.0%
人件費③		2,468	2,477	2,537	2,616
総コスト (①+③)		10,795	6,683	7,102	37,111

③ 評価指標

・ 成果指標（アウトカム指標）

待機児童数（活力あるふるさと兵庫実現プログラム）

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	0	0	0	0	0
実績(見込)	311	241	256	(0)	令和6年度
(単位当たりコスト)*	(35)	(28)	(28)	—	
達成率(見込)	—	—	—	—	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

・ 活動指標（アウトプット指標①）

認定こども園の認可・認定数（補助対象外含む累計）

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	570	591	608	620	620
実績(見込)	608	639	683	(683)	令和6年度
(単位当たりコスト)*	(18)	(10)	(10)	(54)	
達成率(見込)	106.7%	108.1%	112.3%	(110.2%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

・ 活動指標（アウトプット指標②）

事業周知回数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	5	5	5	5	5
実績(見込)	3	3	3	(5)	令和6年度
(単位当たりコスト)*	(3,598)	(2,228)	(2,367)	(7,422)	
達成率(見込)	60.0%	60.0%	60.0%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

④ 自己評価

評価の視点	評価	目標に対する達成状況 (総合的評価)
○有効性 (評価指標に対する実績)	幼稚園・保育所における本事業の活用により、認定こども園の認定数が着実に増加（令和6年4月1日現在：全国第2位）しており、教育・保育の充実や、待機児童解消に向けた取組として大いに寄与している。	認定こども園移行を検討している幼稚園・保育所に対する積極的な周知、相談に対応することにより、本事業の積極的な活用がされており、目標としている認定こども園の認定数が着実に増加、全国でも高水準を保つことができています。また結果として、待機児童解消に寄与することができている。
○効率性 (最小のコストで最大の効果)	本事業を活用することで、移行に当たってのインセンティブとなっているが、事業内容の更なる周知等の業務改革が必要。	

課題・今後の方向性

☒改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

移行を検討している幼稚園・保育所への周知機会を増やす（説明会＋政令中核市への周知・現地確認の機会の活用）ほか、幼稚園から移行する場合の補助対象経費の拡充（看板改修費等〔保育園並み〕）により、本事業の活用、認定こども園への移行増加につなげることで待機児童解消に寄与する。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

10. 保育体制強化事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	保育体制強化事業		所管課	こども政策課 こども育成班	
開始年度	平成26年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	市町
事業目的	地域住民や子育て経験者などの地域の多彩な人材(保育支援者)を保育に関わる周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することにより、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時の安全管理を図ることを目的とする。				
事業概要	【対象施設等】①保育支援者の配置 都道府県又は市町村以外の者が設置する保育所及び幼保連携型認定こども園 ②児童の園外活動の見守り等及び③スポット支援員の配置 上記の施設以外に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園 【補助対象】①保育士資格を有しない者で、保育に係る周辺業務を行う保育支援者 ②保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた児童の園外活動時の見守りを行うキッズガード ③登園時やプール活動などの人の目が必要な時間帯にスポット支援員を配置 【補助基準額】①1か所当たり月額 100,000円 ②1か所当たり月額 45,000円 ③1か所当たり月額 45,000円 【負担割合】 国1/2 県1/4 市町1/4 ※県・国それぞれから直接市町に補助金を支払う。 (保育対策総合支援事業)				
根拠法令等	—				

② 事業に要するコスト

(単位:千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		36,403	65,410	102,326	75,224
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	36,403	65,410	102,326	75,224
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(36,403)	(65,410)	(102,326)	(75,224)
予算額②		60,122	43,862	69,387	75,224
※精算補正前の予算を記載					
執行率 ((①/②) × 100)		60.5%	149.1%	147.5%	100.0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		36,403	65,410	102,326	75,224

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善
☐他事業との統合
☒その他

(説明)

実施する市町が近年増えてきており、需要の高まりを感じる。(令和3年 13 市町、令和4年 18 市町、令和5年 23 市町) 今後も市町にきっちりと周知していく必要があると考える。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

11. 延長保育事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	延長保育事業		所管課	こども政策課 こども企画班	
開始年度	平成22年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	市町
事業目的	民間保育所・認定こども園等が通常の利用時間帯を超える時間において、引き続き保育を実施するために必要な経費の一部を補助し、就労形態多様化に伴う延長保育の需要に対応する。				
事業概要	【実施場所】 民間保育所・認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、駅前等の利便性の高い場所等 (公立は対象外) 【対象児童】 2号・3号の認定を受け、民間保育所・認定こども園、小規模保育事業等を利用する児童				
根拠法令等	子ども・子育て支援法				

② 事業に要するコスト

(単位:千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		253,484	261,084	257,195	368,250
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	253,484	261,084	257,195	368,250
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(253,484)	(261,084)	(257,195)	(368,250)
予算額②		389,119	367,477	375,606	368,250
※精算補正前の予算を記載					
執行率 ((①/②) ×100)		65.1%	71.0%	68.5%	100.0%

人件費③	—	—	—	—
総コスト (①+③)	253,484	261,084	257,195	368,250

③ 評価指標
作成していない。

④ 自己評価

<u>課題・今後の方向性</u> ☐ 改善 ☐ 他事業との統合 ☒ その他
(説明) 事業未実施の市町があるため、全市町実施を目指す。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、市町からの交付申請、交付決定、実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

12. 病児・病後児保育推進事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	病児・病後児保育推進事業			所管課	こども政策課 こども企画班
開始年度	平成19年度	終了年度	—	関連計画等	ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024年）
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他（ ）			実施主体等	市町
事業目的	保育所通園中の児童等が発病した場合に、保護者は仕事を休んで看病しなければならず、仕事と保育の両立に負担が大きいことから、市町が地域子ども・子育て支援事業として実施する病児・病後児を保育する施設等に対して運営に要する経費を助成することにより、育児負担の軽減を図るとともに、働きながら安心して子育てできる環境を整備する。				
事業概要	病児・病後児保育事業の運営費補助を実施				
根拠法令等	児童福祉法				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		281,202	306,672	350,946	538,736
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	281,202	306,672	350,946	538,736
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(281,202)	(306,672)	(350,946)	(538,736)
予算額②		440,772	427,056	444,834	538,736
※精算補正前の予算を記載					
執行率（(①/②)×100）		63.8%	71.8%	78.9%	100.0%

人件費③	8, 225	8, 257	8, 456	8, 720
総コスト (①+③)	289, 457	326, 890	359, 890	604, 638

③ 評価指標

・ 成果指標（アウトカム指標）

設置個所数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	156	171	180	180	180
実績(見込)	132	144	146	(180)	令和5年度
(単位当たりコスト)*	(2, 193)	(2, 270)	(2, 462)	(3, 359)	
達成率(見込)	84. 6%	84. 2%	81. 1%	(100. 0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

・ 活動指標（アウトプット指標）

病児・病後児保育提供回数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	64, 581	65, 524	66, 632	66, 730	66, 730
実績(見込)	84, 869	86, 597	88, 718	(66, 730)	令和6年度
(単位当たりコスト)*	(3)	(4)	(4)	(9)	
達成率(見込)	131. 4%	132. 2%	133. 1%	(100. 0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

④ 自己評価

評価の視点	評価	目標に対する達成状況 (総合的評価)
○有効性 (評価指標に対する実績)	病気が完治するまで保育所等に登園できないため、仕事と育児の両立には病児・病後児保育の体制整備が重要である。設置個所数、提供回数ともに年々増加傾向にある。	仕事と育児の両立には本事業による体制整備が重要であり、設置個所数、低教会数ともに年々増加傾向にある。施設数は目標に達していないものの提供回数は目標を大きく上回る実績となっており、事業の進捗状況は良好である。
○効率性 (最小のコストで最大の効果)	—	事業未実施の市町を中心に、今後も積極的な事業実施を促していく。

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

事業未実施の市町があるため、全市町実施を目指す。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、交付要綱、実績報告書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

13. 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	実費徴収にかかる補足給付を行う事業		所管課	こども政策課 こども企画班	
開始年度	平成27年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	市町
事業目的	低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（実費徴収額）の一部を補助することにより、すべての子どもの円滑な特定教育・保育等の利用を支援する。				
事業概要	各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得者を対象に費用の一部を補助する。 補助率 国1/3 県1/3 市町1/3				
根拠法令等	子ども・子育て支援法				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		21,991	21,048	18,598	34,550
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	21,991	21,048	18,598	34,550
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(21,991)	(21,048)	(18,598)	(34,550)

予算額② ※精算補正前の予算を記載	55,392	42,464	37,473	34,550
執行率（（①/②）×100）	39.7%	49.6%	49.6%	100.0%
人件費③	—	—	—	—
総コスト（①+③）	21,991	21,048	18,598	34,550

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

（説明）

低所得者向けの重要な事業であることから、市町の利用を勧奨する。
 保育料の無償化に伴い、対象者が拡大したことから利用人数が増加している。
 （給食費（食材料費）延べ人数：平成31年 当初1,358人→令和6年 当初16,331人）

（2）監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、交付要綱、実績報告書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

14. 多様な主体の参入促進事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	多様な主体の参入促進事業		所管課	こども政策課 こども企画班	
開始年度	平成27年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	市町
事業目的	私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもの私立認定こども園における受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。				
事業概要	健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の施設者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。 補助率 国1/3 県1/3 市町1/3				
根拠法令等	子ども・子育て支援法				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		30,009	34,624	46,898	55,693
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	30,009	34,624	46,898	55,693
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(30,099)	(34,624)	(46,898)	(55,693)
予算額② ※精算補正前の予算を記載		29,277	33,034	43,869	55,693
執行率 ((①/②) × 100)		102.5%	104.8%	106.9%	100.0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		30,009	34,624	46,898	55,693

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

令和6年度より本事業の対象が拡大（特別な支援が必要な子どもが1人在籍する施設については、在籍園児数80人未満の施設が対象）となった。

良質かつ適切な教育・保育等の提供確保と障害児等受入れ促進等で、特別な支援が必要な子どもたちが、きめ細かな支援を受けれるよう支援していく。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、交付要綱、実績報告書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

15. 子どものための教育・保育給付事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	子どものための教育・保育給付事業		所管課	こども政策課 こども育成班	
開始年度	平成27年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	市町
事業目的	子ども・子育て支援新制度において、幼児期の学校教育、保育を総合的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づき、保育所等私立施設に対しての「施設型給付」並びに児童福祉法に位置づけられた市町村による認可事業（地域型保育事業）の事業所に対しての「地域型保育給付」により運営支援を行う。				
事業概要	教育・保育を利用するにあたって、3つの区分によって認定された子どもが利用する私立施設（幼稚園・認定こども園・保育所）及び地域型保育事業所（小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）に給付を行う。 【負担割合】国1／2、県1／4、市町1／4 処遇改善加算Ⅰ及びⅡについては、令和2年4月1日以降に支給されるものから認定に関する事務を「指定都市等」に移譲することとされた（「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（通知））。				
根拠法令等	子ども・子育て支援法				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		29,003,287	29,736,284	32,286,556	32,503,445
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	29,003,287	29,736,284	32,286,556	32,503,445
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0

(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(29,003,287)	(29,736,284)	(32,286,556)	(32,503,445)
予算額② ※精算補正前の予算を記載		29,348,704	30,484,580	30,777,089	32,503,445
執行率 ((①/②) ×100)		98.8%	97.5%	104.9%	100.0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		29,003,287	29,736,284	32,286,556	32,503,445
県費負担金返還金					
実績		167,214	568,744	120,231	—

後に実績報告で県費負担金が過大であった場合には市町から返還を受けている。

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☒改善 ☐他事業との統合 ☐その他

(説明)

今後も市町からの問い合わせに対応し、制度に基づき適切に給付を行う。

(2) 監査の実施

令和元年度包括外部監査結果報告書では、施設・事業者からの処遇改善等加算の認定にかかる申請をとりまとめて、各市町が実施する1次審査後に、県が実施する2次審査のあり方についての意見が下記のとおり提起されていた。

認定対象となる施設数は平成30年度において370施設と多数に及び、さらに、算出方法は細かく定められているため、県職員の処遇改善等加算Ⅰ及びⅡに係る認定事務量が膨大である。その認定作業は煩雑であるにもかかわらず、教育・保育施設の実態を把握しているのは各市町であり、県の作業は主に形式面の確認となっており有効的・効率的ではなく、また、県が認定事務を実施しているのであれば、県の2次審査における客観性が十分ではないと思われる。

したがって、他の国の制度に基づく事業と同様に、当該事業の認定事務作業は各市町に委任し、県は各市町が実施した1次審査結果に対して客観性をもって2次審査するという流れに変更すべきだと考えられる。 【意見3-8-1】

その後の国の制度改正により、令和2年4月1日以降に支給される処遇改善等加算の認定に係る事務・権限は、市町との間で協議が整った場合には県から当該市町に移譲することが可能となったため、令和5年度においては県が加算認定の2次審査を行った市町はなかった。

市町に処遇改善等加算の認定権限が委譲したとはいえ、県が行う県費負担金の「交付の決定」、「交付決定額の変更」、「負担金の額の確定」は県において必要な審査を行うことが必須とされている。

(兵庫県子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱)

① 交付の決定

知事は、市町長から前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、負担金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、その旨を負担金交付決定通知書（様式第2号）により、市町長に通知するものとする。

② 交付決定額の変更

知事は、前項の申請があったときは、前条の規定に準じ交付決定を行い、その旨を負担金変更交付決定通知書（様式第4号）により、市町長に通知するものとする。

③ 負担金の額の決定

知事は、前条の規定による事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、負担金交付額確定通知書（様式第6号）により、市町長に通知するものとする。

担当部署にヒアリングを実施し、令和5年度を中心とした監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

【意見9】審査について

決裁書・報告書に「内容を審査した結果」という文言記載はあるが、当該審査の内容が記録されている「審査書」がなく、審査の証跡が確認できない。現状は決裁作成過程の数値の整合性の検証を「審査」と解されているようである。特に令和5年度から県庁内で電子決裁が開始されたため決裁に添付されるエクセルシートに相互関連する計算のチェック機能が組み込まれており、集計等エラーは形式的に発見できるようになっている。したがって、決裁承認の際の計算チェックを慎重に行う過程とは別に、審査項目のチェックリスト化なども組み合わせ補助事業の内容の深度のある審査を行い、またできれば客観性を保つため決裁権限

者から独立した者が審査を実施し、その結果及び過程を文書化し審査の証跡が確認できるようにすることが望まれる。

一方、国の交付金交付要綱でも審査が必須であることが規定されている。

（令和5年度子どものための教育・保育給付交付金交付要綱）

① 申請手続

都道府県知事は、市町村から（略）申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第2号と併せて別途定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

② 変更交付申請

都道府県知事は、市町村から申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第4号と併せて別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

③ 実績報告

都道府県知事は、市町村から報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第8号と併せて翌年度の7月末日までに、地方厚生（支）局長に提出するものとする。

④ 事業実績報告の訂正

地方厚生（支）局長が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱い。

都道府県知事は、市町村から報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第11号と併せて速やかに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

他方、県費負担金交付要綱での事業実績報告の訂正は次のように規定されている。

第13条 知事が額の確定を終了した後において、市町長は、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じたときは、速やかに報告書（平成29年度以前の負担金については様式第8号の1、平成30年度の負担金については様式第8号の2、令和元年度以降の負担金については様式第8号の3）を知事に提出しなければならない。

【指摘事項1】国の交付金交付要綱の審査との整合性

国の交付金交付要綱（子どものための教育・保育給付交付金交付要綱）では①申請手続、②変更交付申請、③実績報告、④事業実績報告の訂正の4局面で都道府県が「必要な審査」を行うことが求められているが、兵庫県子どものための教

育・保育給付費県費負担金交付要綱では④の事業実績報告の訂正の際の審査を求める手続き規定がない。

提出された事業実績報告の訂正報告書に基づく県費支出の際に審査を求めている点において県の交付要綱は国の交付要綱に準拠していない。

16. 都市部における保育所等への賃借料支援事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	都市部における保育所等への賃借料支援事業		所管課	こども政策課 こども育成班	
開始年度	平成29年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他()			実施主体等	市町
事業目的	賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借料の実勢価格と給付費における賃借料加算の収入額が乖離している地域の保育所等について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資することを目的とする。				
事業概要	【対象施設等】 保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業 【事業者】 建物借料が賃借料加算の額の3倍を超える施設又は事業を行う者 【補助基準額】 賃借料加算収入を超えて支払う建物賃借料部分賃借料の補助 1施設当たり 年額22,000千円 【負担割合】 県(国) 1/2、市町 1/2、施設または事業者 1/4 (保育対策総合支援事業)				
根拠法令等	—				

② 事業に要するコスト

(単位:千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		32,969	32,582	33,007	42,974
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	32,969	32,582	33,007	42,974
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0

(財源内訳)	(国庫)	(32,969)	(32,582)	(33,007)	(42,974)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(0)	(0)	(0)	(0)
予算額② ※精算補正前の予算を記載		22,043	32,981	42,363	42,974
執行率 ((①/②) × 100)		149.6%	98.8%	77.9%	100.0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		32,969	32,582	33,007	42,974

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

公定価格上措置されている賃借料加算額の3倍を超える施設・事業所が県内に他にないため事業の拡大は難しい。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

17. 子育てのための施設等利用給付事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	子育てのための施設等利用給付事業		所管課	こども政策課 こども企画班	
開始年度	令和元年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	市町
事業目的	令和元年 10 月から実施されている幼児教育・保育の無償化のため、子育てのための施設等利用給付を市町が給付する場合に県がその費用の一部を負担する。				
事業概要	給付対象となる子どもが、対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。 給付対象施設等：子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等 給付対象：3～5歳の子ども、0～2歳の住民税非課税世帯の保育の必要性がある子ども 給付水準（月額上限）：幼稚園等 25,700 円、預かり保育（幼稚園との併用）11,300 円、その他 37,000 円（3～5歳）、42,000 円（0～2歳） 負担割合：国 1／2、県 1／4、市町 1／4				
根拠法令等	子ども・子育て支援法				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		1,864,838	1,832,467	1,588,043	1,419,831
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	1,864,838	1,832,467	1,588,043	1,419,831
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0

(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(1, 802, 425)	(1, 769, 968)	(1, 523, 593)	(1, 419, 831)
予算額② ※精算補正前の予算を記載		2, 137, 137	1, 979, 431	1, 760, 443	1, 419, 831
執行率 ((①/②) ×100)		87. 3%	92. 6%	90. 2%	100. 0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		1, 864, 838	1, 832, 467	1, 588, 043	1, 419, 831

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善
☐他事業との統合
☒その他

(説明)

法の規定に基づき適切に実施していく。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、交付要綱、実績報告書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

Ⅲ. 福祉部 児童家庭課

1. 女性保護事業推進費事業

(1) 事業の実施

① 事業概要

事業名	女性保護事業推進費事業		所管課	児童家庭課 家庭支援班	
開始年度	昭和31年度	終了年度	—	関連計画等	兵庫県DV防止・被害者保護計画
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☒ 直執行 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他()			実施主体等	女性家庭センター
事業目的	女性家庭センターにおいて、女性相談員や一時保護所業務嘱託員（寮母）等を配置し、女性支援事業（DV防止法及び困難女性支援法）の効果的推進を図る。				
事業概要	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき相談業務及び一時保護業務を実施するため、女性家庭センターにおいて女性相談支援員等を配置する。				
根拠法令等	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、困難な課題を抱える女性への支援に関する法律				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		36,930	36,844	39,769	40,755
経費内訳	報酬・賃金	30,471	30,461	33,104	34,809
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	40	20	20	55
	貸付金	0	0	0	0
	その他	6,419	6,363	6,645	5,891
(財源内訳)	(国庫)	(7,076)	(7,076)	(7,248)	(7,248)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(29,854)	(29,768)	(32,521)	(33,507)
予算額②		36,344	36,344	36,516	40,755
※精算補正前の予算を記載					

執行率（(①/②）×100）	101.6%	101.4%	108.9%	100.0%
人件費③	823	826	862	862
総コスト（①+③）	37,753	37,670	40,631	41,617

③ 評価指標

・成果指標（アウトカム指標）

事業の性質上、受益者から事業についての意見を聞きにくく、アウトカム指標の設定が難しいためアウトプット指標のみを設定する。

・活動指標（アウトプット指標）

悩みのほっとライン電話相談件数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	2,805	2,540	2,430	2,714	2,714
実績(見込)	2,496	2,209	2,666	(2,714)	令和6年度
(単位当たりコスト)*	(15)	(17)	(15)	(15)	
達成率(見込)	89.0%	87.0%	109.7%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

④ 自己評価

評価の視点	評価	目標に対する達成状況 (総合的評価)
○ 有効性 (評価指標に対する実績)	市町の配偶者暴力相談支援センターの整備や、民間団体のDV防止等の啓発活動や相談支援などが充実してきたことで、早期の問題解決への介入を相談機関が可能となり、一時保護に至るほど問題が重篤化したケースが減少したと考えられる。	女性家庭センターにおいては、女性自立支援や母子生活支援施設への入所を通して、就労や資金貯蓄等自立を促すことができ、当事業により一定の効果があると考えられる。 一方で、支援に繋がりやすい環境を整備することで、問

○効率性 (最小のコストで最大の効果)	事業の性質上、受益者負担は望めず、国庫補助を活用している。	題の重篤化を防いでいくことが求められる。 そのため今後もセーフティネットとしての女性保護事業の強化・維持を継続しつつ、一方で問題の早期介入や予防のための事業を展開することで、より効果的な女性支援事業の実施を図る。
課題・今後の方向性 ☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他 (説明) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）に関して国の基本方針等動向を踏まえ、若年層向けの一時保護や相談窓口についての啓発活動を強化する。またより一層利用しやすい相談窓口の体制整備を進めることとし、遠方の相談者のためにオンラインでの相談受付設備補助の実施や、コミュニケーションツールとして一般的に普及している SNS での相談窓口開設を検討する。		
(2) 監査の実施 担当部署にヒアリングを実施し、補助金交付要綱、実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。 ① 実績報告について 当事業は女性家庭センターに女性相談員、嘱託医、女性保護業務員（寮母）及び同伴児対応指導員を配置するものであり、センターでの支出内容は報酬等の人件費となる。この中で寮母のみ全額が県負担となっているが、他の3項目は国が補助基準額の1/2を負担する。女性相談員に係る国の補助金と嘱託医及び同伴児対応指導員に係る国の補助金は別制度とはなっているものの、国の補助金交付要綱では共に国庫補助の算定基礎額は基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、補助率を乗じて得た額を交付額とする、と規定されている。 補助金交付額は実績報告における精算書で算定される。精算書上の実績額を根拠資料と照合したところ、女性相談員、嘱託医、同伴児対応指導員とも支出実績額ではなく県の当初予算額が記入されたままとなっていた。仮に当初予算額と実支出額との間に開きがあり、実際は基準額との大小関係が逆転していた場合、国		

からの補助金額及び県負担額にミスが発生する可能性がある。

県の担当者によると実績値の算定は手作業で積み上げなければならない手間がかかる、また実績額が基準額を下回ることはありえないので結果的に問題はないとの話ではあったが、実績額が記載されていないということは国への実績報告がなされていないことと同義である。補助要綱に従っていない処理をし、その結果ミスが発生する可能性が0ではない以上、原則通りの記載方法を採用すべきであるとする。

【指摘事項2】実績報告について

実績報告の精算書等にはセンターの実際支出額を記載すべきである。

2. 要保護女子入所委託費事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	要保護女子入所委託費事業		所管課	児童家庭課 家庭支援班	
開始年度	昭和 31 年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他()			実施主体等	女性家庭センター
事業目的	DV 被害者など要保護女子の保護を行い、女性支援事業（DV 防止法及び困難女性支援法）の効果的推進を図る。				
事業概要	DV 被害者など要保護女子の保護を行うため、女性自立支援施設への入所を委託する。				
根拠法令等	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、困難な課題を抱える女性への支援に関する法律				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		125,933	110,080	110,963	110,521
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	125,933	110,080	110,963	110,521
	補助金・交付金	0	0	0	0
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(62,919)	(54,915)	(54,919)	(55,260)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(63,014)	(55,165)	(56,044)	(55,261)
予算額② ※精算補正前の予算を記載		117,564	117,778	127,746	110,521
執行率 ((①/②) × 100)		96.1%	81.6%	98.3%	100.0%
人件費③		4,113	4,129	4,310	4,310
総コスト (①+③)		130,046	114,209	115,273	114,831

③ 評価指標

・成果指標（アウトカム指標）

事業の性質上、受益者から事業についての意見を聞きにくく、アウトカム指標の設定が難しいためアウトプット指標のみを設定する。

・活動指標（アウトプット指標）

兵庫県女性家庭センターにおけるDV被害者の一時保護件数及び施設への一時保護委託件数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	85	81	68	61	61
実績(見込)	81	68	61	(61)	令和6年度
(単位当たりコスト)*	(1,606)	(1,680)	(1,890)	(1,882)	
達成率(見込)	91.0%	84.0%	89.7%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

④ 自己評価

評価の視点	評価	目標に対する達成状況 (総合的評価)
○ 有効性 (評価指標に対する実績)	女性自立支援施設は、緊急一時保護委託の受け入れや、入所後に施設近隣で就職等し、生活の安定が図れる見込み（一定の貯蓄等）ができた後、退所（自立）することで、セーフティネットとして機能している。	女性家庭センターにおいては、女性支援施設や母子生活支援施設への入所を通して、就労や資金貯蓄等自立を促すことができ、当事業により一定の効果があると考えられる。 近年、緊急一時保護件数が減少傾向にあることから、一時保護後の処遇先の一つである女性自立支援施設入所者数は減少している。
○ 効率性 (最小のコストで最大の効果)	事業の性質上、受益者負担は望めず、国庫補助を活用している。 各施設に対し、事務費(単価×定員)と入所人員に応じた事業費を支出している。	加害者の生活圈と距離を取るため、元の居住地によって入所施設を検討することがあり、入所者数にばらつきがある。

		今後もセーフティネットとしての女性保護事業の強化・維持を継続しつつ、より効果的な女性支援事業の実施を図る。
課題・今後の方向性 ☒ 改善 ☐ 他事業との統合 ☒ その他		
(説明) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）に関して国の基本方針等動向を踏まえ、若年層向けの一時保護や相談窓口についての啓発活動を強化する。またより一層利用しやすい相談窓口の体制整備を進めることとし、遠方の相談者のためにオンラインでの相談受付設備補助の実施や、コミュニケーションツールとして一般的に普及している SNS での相談窓口開設を検討する。		
(2) 監査の実施 担当部署にヒアリングを実施し、補助金交付要綱、実績報告等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。		
① 事務費について 当事業は DV 被害者など困難な問題を抱える女性等の保護を行うため、女性自立支援施設への入所を委託するものである。 女性自立支援施設は困難な課題を抱える女性への支援に関する法律に基づいて設置される施設で、県内に2か所（神戸婦人寮、姫路婦人寮）、及び千葉県に全国的に利用できる長期利用施設1か所があり、いずれも社会福祉法人が運営している。 女性自立支援施設への入所は、女性家庭センター（一時保護所）で本人の生活歴、能力及び生活環境等から、女性自立支援施設で指導を受けることが適切と認められた人を対象としている。また必要に応じ、女性家庭センターから一時保護業務を委託するケースもある。施設では入所者の自立に向けて、生活全般の指導と就業指導を行っている。 委託費の財源には国からの補助金が活用されるため、兵庫県の負担は全体の経費額の2分の1となっている。 各施設に支払われる委託費は国が示す各施設の補助単価に基づき算定され、職員配置に必要な給料、職員手当、旅費、施設管理費などの事務費と入所者の処遇のために必要な需用費（食料費、光熱水費、被服費等）に充当される事業費に分かれている。前者は単価×定員、後者は単価×入所人員で算定される。 現在県内に2か所ある女性自立支援施設の内、神戸婦人寮は下記表のように入		

所定員に比べ入所人員が低迷しており、特に直近3年間（令和3～5年度）は入所者が1名のみ、年度末在籍人員も0人か1人のみとなっている。直近5年間（令和元～5年度）の定員に対する入所人員の平均割合は僅か3%程度である。また女性家庭センターからの一時保護委託人数も令和5年度実績で年間11人と少ない。

（神戸婦人寮）

（単位：人）

	定員	前年度末 在所人員①	当年度 入所人員②	当年度 退所人員③	年度末 在所人員 (①+②-③)
平成26年度	30	6	12	10	8
平成27年度	30	8	6	10	4
平成28年度	30	4	12	10	6
平成29年度	30	6	5	3	8
平成30年度	30	8	4	10	2
令和元年度	30	2	2	2	2
令和2年度	30	2	1	2	1
令和3年度	30	1	1	1	1
令和4年度	30	1	0	1	0
令和5年度	30	0	1	1	0

姫路婦人寮も下記表のように近年は入所定員に比べ入所人員が低迷しており、直近5年間（令和元～5年度）の定員に対する入所人員の平均割合は僅か7%程度である。また女性家庭センターからの一時保護委託人数も令和5年度実績で年間30人と多くはない。

（姫路婦人寮）

（単位：人）

	定員	前年度末 在所人員①	当年度 入所人員②	当年度 退所人員③	年度末 在所人員 (①+②-③)
平成26年度	40	15	15	16	14
平成27年度	40	14	5	6	13
平成28年度	40	13	4	6	11
平成29年度	40	11	3	6	8
平成30年度	40	8	4	5	7
令和元年度	40	7	1	5	3
令和2年度	40	3	4	4	3
令和3年度	40	3	4	1	6

令和4年度	40	6	3	5	4
令和5年度	40	4	2	4	2

しかし上記のように事務費は入所定員に対して算定される為、令和5年度で神戸婦人寮に46百万円超、姫路婦人寮には50百万円超の委託費（事務費）が支払われている。ここ5年の委託費（事務費）合計（毎年上記同額と仮定）を累計入所人員で割ると神戸婦人寮で一人当たり平均46百万円超、姫路婦人寮で一人当たり平均18百万円近くの支出がされており、その半分は県費が充てられている計算になる。

県の担当者によると当該委託先の社会福祉法人は神戸市、姫路市が管轄となっている為、県では定員削減等は要請できないとの事である。しかし、上記自己評価欄にも記載されているように近年、緊急一時保護件数は減少傾向にあるようであり今後もこの傾向が続くことも十分想定される。所管市と協議し、事務費については状況の変化に合わせた対策が可能かどうか、検討する必要があると考える。

【意見10】女性自立支援施設の事務費について

女性自立支援施設の事務費について対策を検討されたい。

3. 一時保護所措置費事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	一時保護所措置費事業		所管課	児童家庭課 児童福祉班	
開始年度	昭和 23 年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☒ 直執行 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	—
事業目的	児童福祉法第 33 条の規定に基づき児童相談所長（こども家庭センター所長）または都道府県知事が必要と認める場合には、児童を一時保護所に一時保護し、または警察署、児童福祉施設、里親等に一時保護を委託すること（一時保護委託）ができる。 一時保護は行政処分であり、原則として児童、保護者の同意を得て行う必要があるが、児童をそのまま放置することが児童の福祉を害すると認められる場合は、こども家庭センター所長が職権により一時保護することができる。				
事業概要	○ 一時保護：児童を中央こども家庭センター一時保護所に一時保護した際に要する費用。 ○ 一時保護委託：児童を警察署、医療機関、児童福祉施設、里親等に一時保護を委託した際に要する費用。 ○ 医療費：一時保護（一時保護委託含む）した児童で、疾病等により医師、歯科医師等の診察、治療、投薬、手術を受けるための費用。また、医療費の審査支払手数料。				
根拠法令等	児童福祉法第 33 条				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		148,878	202,991	264,665	218,094
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	125	125	164	161
	補助金・交付金	0	0	0	0
	貸付金	0	0	0	0
	その他	148,753	202,866	264,501	217,933
(財源内訳)	(国庫)	(87,079)	(103,974)	(132,257)	(108,966)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(61,799)	(99,017)	(132,408)	(109,128)
予算額②		174,271	208,070	293,245	218,094
※精算補正前の予算を記載					
執行率 ((①/②) × 100)		85.4%	97.6%	90.3%	100.0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		148,878	202,991	264,665	218,094

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善
☐他事業との統合
☒その他

(説明)

令和7年度から新たに川西こども家庭センターに一時保護所を開設し、一時保護機能の充実を図る。

また、それに伴い、一時保護所で従事する職員の確保及び育成を行う。一時保護施設の設備及び運営に関して条例整備を行ったうえ、それに即した運営を行っていく。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 一時保護所のあり方について

令和元年度の包括外部監査において、一時保護所の定員数不足について下記の意見が示された。

兵庫県が所管する一時保護所は1ヶ所のみであり、また、十分な定員数が確保されていない。虐待された児童を安全に保護するために、県内の各地域に一時保護所（一時保護委託先）を確保する必要がある。 【意見 3-22-2】

これに対して兵庫県は、令和2年度に現行の一時保護所（中央こども家庭センター）の定員を40名から54名に増加させ、さらに、令和7年度から新たに川西こども家庭センター一時保護所（定員46名）を開設することで一時保護機能の充実を図るといった対応を進めてきた。

しかし、下記表のとおり、現行の一時保護所では定員を増加させたにもかかわらず入所者数は伸び悩んでおり、定員増加による効果を十分に享受できていない状況である。

・ 現行の一時保護所の入所者数、定員数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所者数 ^{*1}	32名	34名	34名	33名	31名
定員数	40名	54名	54名	54名	54名

（出典）県提出資料を元に監査人が作成

* 入所者数＝月末入所人員の12か月平均

これは、職員の宿直室を子ども用の居室に改修するなどして物理的には54名の受入れが可能な環境を整えたものの、大部分が集団部屋で個室は整備されていないため、国の示す基準に基づき、集団部屋を一人で使用するといった対応を行っていることが原因と考えられる。これに対して兵庫県では、令和7年度から建替え等の環境改善について本格的に検討する予定とのことである。

また、川西こども家庭センター一時保護所については原則として個室対応が予定されているが、個室希望者や地理的な近さに基づく入所の優先基準が未だ決まっておらず、現行の一時保護所との間での役割分担については、現状、ワーキングチームにおいて検討中といった状況である。

【意見 11】 一時保護所のあり方について

一時保護所においては、可能な限り家庭的な環境の提供が求められ、基本的に原則個室対応とすべきである。しかし、老朽化が進む現行の一時保護所での個

室化には限界があるため、早期に建替えや移転を含む具体的な改善計画の策定等を進めていくことが望まれる。また、新設される一時保護所との役割分担や効率的な運用体制についても早急に整備することが望まれる。

4. こども家庭センター管理費・施設維持費事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	こども家庭センター管理費・施設維持費事業		所管課	児童家庭課 児童福祉班	
開始年度	昭和23年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☒ 直執行 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	—
事業目的	児童福祉法第12条に基づき設置する県内7か所のこども家庭センターの管理・施設維持に要する経費。令和3年度から尼崎こども家庭センター及び加東こども家庭センターが増設された。 また、児童の健全な育成のために必要な援助、啓発活動を行うとともに、児童虐待防止等を図るため、市町等関係機関と連携し、要保護児童地域対策協議会などネットワークの充実強化を図る。				
事業概要	職員手当（特殊勤務手当）、こども家庭センターの管理に要する経費（光熱水費等）、会計年度任用職員の配置、相談活動費、市町との連携に係る活動費、虐待防止啓発冊子兼こども家庭センター業務概要作成、川西・尼崎こども家庭センター（市の施設に入居）管理費、児童相談システム保守管理。				
根拠法令等	児童福祉法第12条				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		55,151	62,686	62,056	71,283
経費内訳	報酬・賃金	20,693	17,858	18,790	23,000
	委託料	6,361	6,624	7,138	7,941
	補助金・交付金	9,405	9,968	9,821	9,410
	貸付金	0	0		0
	その他	18,692	28,236	26,483	30,932
(財源内訳)	(国庫)	(7,320)	(6,252)	(6,203)	(6,951)
	(特定)	(1,397)	(1,516)	(1,490)	(1,335)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(46,434)	(54,918)	(54,363)	(62,997)

予算額② ※精算補正前の予算を記載	58,242	64,330	63,737	71,283
執行率（（①/②）×100）	94.7%	97.4%	97.4%	100.0%
人件費③	—	—	—	—
総コスト（①+③）	55,151	62,686	62,056	71,283

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により、親子再統合支援事業が都道府県等の業務として新たに規定され、これまで以上に親子関係の修復や再構築支援が求められる。児童相談所だけでなく、市町や施設、関係機関などと連携し、複合的・継続的な支援を行える体制を構築できるよう児童相談所の体制強化を進める。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、契約書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 再委託承認申請手続きについて

兵庫県では、令和4年7月に「委託契約における適正な再委託の取扱いについて（通知）」を発出し、再委託手続及び運用の徹底を求めている。当該通知には、下記事項が記載されている。

「・契約書参考例等における再委託禁止条項の改正

- 委託契約書に「全部または主体的部分の一括委託の禁止」を明記すること。
- ・再委託承認申請書等の様式例の提示
 - 契約書に定める「再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面」について、受注者からの承認申請書及び県から発出する承認通知書の様式の例を提示。
- ・再委託禁止にかかる事項の仕様書等への明記。
- ・再委託手続及び運用の適正化
 - 再委託を行おうとする業務の範囲や必要性が妥当なものであり、対外的に

説明が可能かどうか、各所属において適切に確認の上、承認すること。」

児童家庭課では、令和5年度における兵庫県児童相談支援システム保守管理業務委託契約（委託金額 660,000 円）について再委託を行っている。当該委託契約における再委託手続について「委託契約における適正な再委託の取扱いについて（通知）」に基づき検討した結果、下記の課題が確認された。

- ・ 委託契約書に「全部または主体的部分の一括委託の禁止」が明記されていない。
- ・ 委託業務仕様書において再委託禁止にかかる事項が明記されていない。
- ・ 保守管理業務委託の再委託であるが、再委託の範囲について承認申請書及び承認通知書では「保守業務」とのみ記載されているだけであり、再委託の範囲が全部または主体的部分の一括委託に該当するかが不明確であり、再委託の必要性の判断や対外的な説明が困難である。

【意見 12】再委託承認手続きについて

再委託を行う場合には、契約書や仕様書に「全部または主体的部分の一括委託の禁止」を明記する必要がある。また、再委託の業務の範囲について全部または主体的部分の一括委託に該当するか判別し、その必要性が妥当であるか判断できるように、受注者からの承認申請書及び県から発出する承認通知書において再委託の業務の範囲やその必要性を具体的に記載する必要がある。

② 「ひょうごの児童相談」作成部数の見直しについて

児童家庭課では、関係者にこども家庭センター（児童相談所）への理解を深めてもらい、連携を一層強化していくことを目的に、毎年度、県内全ての相談援助活動をまとめた冊子「ひょうごの児童相談」を作成し、関係機関等に配布している。過去5年間の作成部数の推移は下記表のとおりである。

- ・ 「ひょうごの児童相談」作成部数の推移

（単位：部）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童家庭課	300	300	300	300	350
中央	650	600	600	600	510
尼崎	—	100	100	100	120
西宮	200	100	100	100	150
川西	350	350	350	350	350
加東	—	150	150	150	120

姫路	300	300	300	300	200
豊岡	300	300	300	300	200
合計	2,100	2,200	2,200	2,200	2,000

(出典) 県提出資料を元に監査人が作成

＊ 主な配布先

- ・ 児童家庭課…庁内関係部課長、厚生労働省各課長、県議会職員等
- ・ 各こども家庭センター…市町（児童福祉所管課、教育委員会等）、児童養護施設、警察関係、県民局等
- ＊ 尼崎・加東こども家庭センターは令和3年度より設置

「ひょうごの児童相談」は県のホームページにも公開されているものの、過去5年間にわたり、各年度で2,000部以上が作成されている。一方で、姫路及び豊岡こども家庭センターのように令和5年度から令和6年度にかけて作成部数を削減しているセンターもある。姫路こども家庭センターでは、「ひょうごの児童相談」には県内全てのこども家庭センターの業務概要が記載されていることを踏まえ、姫路こども家庭センターの概要のみを記載した独自の資料を作成し、必要に応じて印刷すること等で、就職説明会用50部及び講演会・出前講座用50部を削減している。また、豊岡こども家庭センターでは、ペーパーレス化の推進に合わせて配布計画を見直し、民生委員用100部を削減している。

【意見13】「ひょうごの児童相談」作成部数の見直しについて

県では書面規制の見直しやペーパーレス化等を推進していることに鑑み、「ひょうごの児童相談」の作成部数についても見直しを行う必要がある。児童家庭課及び各こども家庭センターでは、他のセンターでの取り組みやその成果を共有し、積極的に取り入れることで、作成部数の削減と配布方法の最適化を図り、業務の効率化とコスト削減を進めることが望まれる。

5. 一時保護所調理業務委託事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	一時保護所調理業務委託事業		所管課	児童家庭課 児童福祉班	
開始年度	令和元年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☐ 国補助事業 ☒ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	—
事業目的	中央こども家庭センター一時保護所における児童への給食の調理業務について、調理員の年度途中の退職など調理業務の不安定な状況の解消を図り、毎日3食を365日安定提供する等のために、外部(民間)委託をしている。				
事業概要	一時保護所調理業務を委託				
根拠法令等	児童福祉法第33条				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		33,254	33,254	33,254	35,041
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	33,254	33,254	33,254	35,041
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(33,254)	(33,254)	(33,254)	(35,041)
予算額②		35,041	35,041	35,041	35,041
※精算補正前の予算を記載					
執行率 ((①/②) ×100)		94.9%	94.9%	94.9%	100.0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		33,254	33,254	33,254	35,041

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

令和7年度から新たに川西こども家庭センターに一時保護所を開設し、一時保護機能の充実を図る。

また、一時保護施設の設備及び運営に関して条例整備も踏まえて、適正な一時保護所調理業務委託事業を推進していく。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、契約書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 予算算定方法の見直しについて

一時保護所の調理委託業務は、プロポーザル方式により選定された外部業者に委託している。委託期間および委託金額は下記の通りである。

・委託期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(ただし、一定の条件の下で最長令和7年3月31日まで毎年更新可能)

・委託金額：33,254千円(消費税および地方消費税含む)

当業務の委託金額は契約により33,254千円で確定しているが、当初予算額は、人件費や材料費を基にした積算額に予算査定を行うことで算定されているため、下記表のとおり、各年度において当初予算額が実際の決算額を上回り、予算額と決算額に差異が生じている。

・当初予算額と決算額との比較

	令和3年度*	令和4年度	令和5年度
当初予算額(a)	35,041千円	35,041千円	35,041千円
決算額(b)	33,254千円	33,254千円	33,254千円
差異(a-b)	1,787千円	1,787千円	1,787千円

* 令和3年度は前回の外部業者との委託契約

【意見14】 予算算定方法の見直しについて

地方自治体の予算は住民サービスの基盤であり、効率的な財政運営のため計画的な資源配分が求められる。特に委託業務のように契約金額が確定している場合、正確な当初予算の作成により、過剰な予算配分を防ぎ限られた財源を有効に活用することで予算の透明性と信頼性が確保される。このため、当初予算作成時には、確定した委託金額を基に算定し、予算額と決算額の乖離が生じないようにする必要がある。

② 契約について

IV. 福祉部 こども家庭センター 2. 中央こども家庭センター（2）監査の実施を参照。

6. 児童虐待防止対策強化事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	児童虐待防止対策強化事業			所管課	児童家庭課 児童福祉班	
開始年度	平成4年度	終了年度	－	関連計画等	－	
事業区分	☑国補助事業 □県単独事業					
実施方法	☑直執行 □委託 □補助 □その他（ ）				実施主体等	－
事業目的	児童虐待相談対応件数の増加とともに、地域で支援している軽度虐待の子どもに対する心理的支援が必要とされている。しかし、心理担当職員を配置している市町は少なく、支援が進んでいないことから、こども家庭センターに心理療法支援員を配置し、地域における虐待を受けた子どもの心理的支援を図る。					
事業概要	○心理療法支援員の配置 ・ 市町、健康福祉事務所等における心理療法に対する支援 ・ 虐待を受けた子どもに対する各種心理療法プログラムの実施 ・ 心理的支援に関する助言					
根拠法令等	児童福祉法第12条					

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		29,182	29,160	29,160	29,160
経費内訳	報酬・賃金	20,221	20,216	20,216	20,216
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	0	0	0	0
	貸付金	0	0	0	0
	その他	8,961	8,944	8,944	8,944
(財源内訳)	(国庫)	(14,591)	(14,580)	(14,580)	(14,580)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(14,591)	(14,580)	(14,580)	(14,580)
予算額②		29,182	29,160	29,160	29,160
※精算補正前の予算を記載					

執行率（（①/②）×100）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
人件費③	—	—	—	—
総コスト（①+③）	29,182	29,160	29,160	29,160

③ 評価指標
作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性
☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

（説明）
 心理療法が必要な子どもが増えており、市町においてもその対応をする職員の育成が課題となっている。ペアレントトレーニングプログラムを活用し、市町職員のスキルアップに努めていく。

（2）監査の実施
 担当部署にヒアリングを実施し、監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 児童相談所における職員不足と経験年数の偏りについて
 IV. 福祉部 こども家庭センター 1. 事業概要（2）監査の実施 を参照。

7. 子どもを守る多機関連携プロジェクト事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	子どもを守る多機関連携プロジェクト事業		所管課	児童家庭課 児童福祉班	
開始年度	令和4年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☒ 直執行 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	—
事業目的	各こども家庭センターにおいて、管内市町との連携を図り、共有した情報をもとに、切れ目のない支援を行っていくことが求められており、入所措置等児童やその保護者支援については、家庭復帰や児童の自立に向け、より細やかで一貫した対応を行うことが必要であるため、アウトリーチにより隙間なく支援ができる体制を構築するため、「多機関連携プロジェクト推進員」を各こども家庭センターへ配置し、関係機関との連携強化を図る。				
事業概要	○多機関連携プロジェクト推進員の配置 ・関係機関（学校、市町、支援事業所、医療機関等）との児童・保護者支援のための連絡調整、必要に応じた個別支援者会議の実施等 ○他機関連携に関する研修の実施 ○未成年後見人支援事業 ・親権を行う者がいない児童について未成年後見人の報酬等の全部又は一部を支援				
根拠法令等	児童福祉法第12条				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①			33,097	33,097	33,097
経費内訳	報酬・賃金		16,944	16,944	16,944
	委託料		0	0	0
	補助金・交付金		0	0	0
	貸付金		0	0	0
	その他		16,153	16,153	16,153

	(財源内訳)	(国庫)		(16, 548)	(16, 548)	(16, 548)
		(特定)		(0)	(0)	(0)
		(起債)		(0)	(0)	(0)
		(一般財源)		(16, 549)	(16, 549)	(16, 549)
予算額② ※精算補正前の予算を記載				33, 097	33, 097	33, 097
執行率 ((①/②) ×100)				100. 0%	100. 0%	100. 0%
人件費③				—	—	—
総コスト (①+③)				33, 097	33, 097	33, 097

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

市町等関係機関との連携強化に向け、市町要保護児童対策協議会を通じ、県こども家庭センター（児童相談所）と地域の警察、学校等と緊密に連携強化することにより、専門的立場からの技術的助言、援助体制の充実強化、研修等を行い、市町児童福祉司の専門性の向上を図っていく必要がある。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 児童相談所における職員不足と経験年数の偏りについて

IV. 福祉部 こども家庭センター 1.事業概要 (2) 監査の実施を参照。

② 未成年後見人支援事業について

IV. 福祉部 こども家庭センター の下記の箇所を参照。

- ・ 2. 中央こども家庭センター (2) 監査の実施
- ・ 3. 川西こども家庭センター (2) 監査の実施
- ・ 4. 姫路こども家庭センター (2) 監査の実施

8. 児童委員活動費用弁償費補助事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	児童委員活動費用弁償費補助事業		所管課	児童家庭課 児童福祉班	
開始年度	昭和23年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☐ 国補助事業 ☒ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	—
事業目的	民生委員・児童委員の相談・支援活動、研修等に要する費用の一部を支援することにより、民生委員・児童委員活動を促進し、地域福祉の増進を図る。				
事業概要	民生委員・児童委員の活動を促進するため、活動費用弁償に要する経費を市町に補助する。(1人あたり年30,100円(平成18年度～)。同額を地域福祉課で計上。)				
根拠法令等	民生委員法、児童福祉法第16条、民生委員法施行令				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		140,808	141,087	139,180	144,480
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	140,808	141,087	139,180	144,480
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(140,808)	(141,087)	(139,180)	(144,480)
予算額② ※精算補正前の予算を記載		144,932	145,314	144,480	144,480
執行率 ((①/②) × 100)		97.2%	97.1%	96.3%	100.0%
人件費③		—	—	—	—

総コスト (①+③)	140,808	141,087	139,180	144,480
------------	---------	---------	---------	---------

③ 評価指標
作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性	
☐ 改善 ☐ 他事業との統合 ☒ その他	
(説明)	
民生委員・児童委員制度は、担い手不足や高齢化といった課題がある。 今後も、市町地域福祉担当部局と連携し、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、主任児童委員のさらなる活動促進、地域福祉の増進を図る。	

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、申請書や補助金額確定通知書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 民生委員・児童委員の定数の充足について

補助対象となる県所管の民生委員・児童委員は下記のとおりとなっている。

補助対象		補助単価	対象人数(人)
民生委員・児童委員		1人あたり年 30,100 円(平成 18 年度～) 民生委員分については、同額を地域福祉課で計上	4,800
内訳	区域委員* ¹		4,529
	主任児童委員* ²		271

*1 区域委員とは、児童福祉法第 16 条第 1 項に基づき市町の区域毎に配置された児童委員である。同条第 2 項では、民生委員法による民生委員は児童委員を兼ねることとなっている。

*2 主任児童委員とは、区域委員とは別に、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員である。特に児童福祉関係機関や教育機関、地域の児童健全育成に関する団体との連絡連携をとるなどのパイプ役としての役割を担っている。

また児童委員の令和 5 年 4 月 1 日時点での市町別の定数の充足状況は下記のとおりである。

民生委員・児童委員市町別内訳表																			
(令和5年4月1日)																			
県民局名	市 町 名	区域担当						主任児童委員						合計					
		定 数	現員数	男	女	欠員	充足率	定数	現員数	男	女	欠員	充足率	定数	現員数	男	女	欠員	充足率
阪神南	芦屋市	111	95	16	79	16	85.6%	6	6	0	6	0	100.0%	117	101	16	85	16	86.3%
	阪神南計	111	95	16	79	16	85.6%	6	6	0	6	0	100.0%	117	101	16	85	16	86.3%
阪神北	伊丹市	253	221	35	186	32	87.4%	9	7	0	7	2	77.8%	262	228	35	193	34	87.0%
	宝塚市	293	262	63	199	31	89.4%	19	19	0	19	0	100.0%	312	281	63	218	31	90.1%
	川西市	241	213	57	156	28	88.4%	16	15	0	15	1	93.8%	257	228	57	171	29	88.7%
	三田市	218	208	99	109	10	95.4%	10	10	0	10	0	100.0%	228	218	99	119	10	95.6%
	猪名川町	60	59	19	40	1	98.3%	3	3	0	3	0	100.0%	63	62	19	43	1	98.4%
	阪神北計	1,065	963	273	690	102	90.4%	57	54	0	54	3	94.7%	1,122	1,017	273	744	105	90.6%
東播磨	加古川市	404	378	149	229	26	93.6%	22	17	0	17	5	77.3%	426	395	149	246	31	92.7%
	高砂市	166	166	68	98	0	100.0%	9	9	2	7	0	100.0%	175	175	70	105	0	100.0%
	稲美町	59	56	32	24	3	94.9%	5	5	0	5	0	100.0%	64	61	32	29	3	95.3%
	播磨町	63	53	28	25	10	84.1%	4	4	0	4	0	100.0%	67	57	28	29	10	85.1%
	東播磨計	692	653	277	376	39	94.4%	40	35	2	33	5	87.5%	732	688	279	409	44	94.0%
北播磨	西脇市	88	88	53	35	0	100.0%	5	5	0	5	0	100.0%	93	93	53	40	0	100.0%
	三木市	165	159	100	59	6	96.4%	11	11	1	10	0	100.0%	176	170	101	69	6	96.6%
	小野市	102	100	55	45	2	98.0%	7	7	0	7	0	100.0%	109	107	55	52	2	98.2%
	加西市	116	116	64	52	0	100.0%	4	4	2	2	0	100.0%	120	120	66	54	0	100.0%
	加東市	97	95	52	43	2	97.9%	7	6	0	6	1	85.7%	104	101	52	49	3	97.1%
	多可町	61	60	51	9	1	98.4%	6	6	0	6	0	100.0%	67	66	51	15	1	98.5%
	北播磨計	629	618	375	243	11	98.3%	40	39	3	36	1	97.5%	669	657	378	279	12	98.2%
中播磨	神河町	36	36	10	26	0	100.0%	2	2	0	2	0	100.0%	38	38	10	28	0	100.0%
	市川町	34	33	7	26	1	97.1%	2	2	1	1	0	100.0%	36	35	8	27	1	97.2%
	福崎町	50	50	15	35	0	100.0%	3	3	0	3	0	100.0%	53	53	15	38	0	100.0%
	中播磨計	120	119	32	87	1	99.2%	7	7	1	6	0	100.0%	127	126	33	93	1	99.2%
西播磨	相生市	64	61	31	30	3	95.3%	3	3	0	3	0	100.0%	67	64	31	33	3	95.5%
	たつの市	163	162	60	102	1	99.4%	10	10	0	10	0	100.0%	173	172	60	112	1	99.4%
	赤穂市	106	106	48	58	0	100.0%	5	5	0	5	0	100.0%	111	111	48	63	0	100.0%
	犬粟市	119	118	53	65	1	99.2%	9	9	1	8	0	100.0%	128	127	54	73	1	99.2%
	太子町	53	53	11	42	0	100.0%	3	3	0	3	0	100.0%	56	56	11	45	0	100.0%
	上郡町	47	47	23	24	0	100.0%	3	3	0	3	0	100.0%	50	50	23	27	0	100.0%
	佐用町	66	66	29	37	0	100.0%	4	4	0	4	0	100.0%	70	70	29	41	0	100.0%
	西播磨計	618	613	255	358	5	99.2%	37	37	1	36	0	100.0%	655	650	256	394	5	99.2%
	但馬市	210	203	109	94	7	96.7%	13	13	2	11	0	100.0%	223	216	111	105	7	96.9%
但 馬	養父市	92	92	43	49	0	100.0%	8	7	0	7	1	87.5%	100	99	43	56	1	99.0%
	朝来市	132	128	51	77	4	97.0%	9	9	1	8	0	100.0%	141	137	52	85	4	97.2%
	香美町	57	57	21	36	0	100.0%	6	6	2	4	0	100.0%	63	63	23	40	0	100.0%
	新温泉町	49	48	16	32	1	98.0%	4	4	0	4	0	100.0%	53	52	16	36	1	98.1%
	但馬計	540	528	240	288	12	97.8%	40	39	5	34	1	97.5%	580	567	245	322	13	97.8%
丹 波	丹波篠山市	134	130	61	69	4	97.0%	6	6	3	3	0	100.0%	140	136	64	72	4	97.1%
	丹波市	183	182	94	88	1	99.5%	13	13	3	10	0	100.0%	196	195	97	98	1	99.5%
	丹波計	317	312	155	157	5	98.4%	19	19	6	13	0	100.0%	336	331	161	170	5	98.5%
淡 路	洲本市	127	115	83	32	12	90.6%	5	5	3	2	0	100.0%	132	120	86	34	12	90.9%
	南あわじ市	148	148	81	67	0	100.0%	9	9	3	6	0	100.0%	157	157	84	73	0	100.0%
	淡路市	162	160	96	64	2	98.8%	11	11	4	7	0	100.0%	173	171	100	71	2	98.8%
	淡路計	437	423	260	163	14	96.8%	25	25	10	15	0	100.0%	462	448	270	178	14	97.0%
県合計		4,529	4,324	1,883	2,441	205	95.5%	271	261	28	233	10	96.3%	4,800	4,585	1,911	2,674	215	95.5%
県所管外	神戸市	2,221	2,002	482	1,520	219	90.1%	350	304	13	291	46	86.9%	2,571	2,306	495	1,811	265	89.7%
	姫路市	872	865	291	574	7	99.2%	63	63	8	55	0	100.0%	935	928	299	629	7	99.3%
	尼崎市	833	751	191	560	82	90.2%	24	24	1	23	0	100.0%	857	775	192	583	82	90.4%
	明石市	385	372	120	252	13	96.6%	29	29	1	28	0	100.0%	414	401	121	280	13	96.9%
	西宮市	692	590	97	493	102	85.3%	42	36	0	36	6	85.7%	734	626	97	529	108	85.3%
兵庫県合計		9,532	8,904	3,064	5,840	628	93.4%	779	717	51	666	62	92.0%	10,311	9,621	3,115	6,506	690	93.3%

(出典) 県提出資料

上記の表のとおり、民生委員・児童委員の定数が充足されていない市町が多くなっている状況にある。

民生委員・児童委員の定数については、県と市町の協議の上で定められているが、地域福祉課題が多様化・深刻化する中で住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動も幅広いものとなっているため、新たな担い手を確保し、充足率を上げておくことが必要である。

県でも充足率向上(なり手不足解消)のため、民生委員・児童委員の年齢要件を緩和し、候補者の門戸を拡大している。

【意見 15】 民生委員・児童委員の定数の充足について

民生委員・児童委員の定数の充足については、一定の取組が行われているがさらに市町と協力して、定数の充足を図って行く必要がある。

9. 児童家庭支援センター相談体制強化事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	児童家庭支援センター相談体制強化事業		所管課	児童家庭課 児童福祉班 (児童施設担当)	
開始年度	平成29年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	社会福祉法人
事業目的	地域では、子育てや児童虐待などの問題が増加しているとともに、多様で複雑化し深刻化している。一方、相談できる者がいないなど、地域の子育て力が低下しているため、地域に密着した子どもや家庭の相談支援体制の強化が必要である。 そこで、本県では地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談、援助を行う機関として児童家庭支援センターの設置し、運営費補助を行う。				
事業概要	(1) 地域・家庭からの相談に応じる事業 (2) 市町の求めに応ずる事業 地域要保護児童対策協議会に参画するなど、見守りが必要な児童について支援・市町に対する。 助言を行う (3) こども家庭センターからの受託による指導 比較的軽微な児童問題（施設入所までは要しないが、継続的な指導が必要とされたケース）に関して、専門スタッフによる指導を行う。 (4) 里親等への支援(フォスターリング機能) 児童養護施設・乳児院に配置されている里親支援専門相談員と連携して、里親からの相談に応じるほか、里親の普及啓発活動、管内での研修に取り組む。 (5) 関係機関等との連携・連絡調整				
根拠法令等	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条の2				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		59,466	59,466	59,418	72,051
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	59,466	59,466	59,418	72,051
	貸付金	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
(財源内訳)	(国庫)	(29,733)	(29,733)	(29,709)	(36,775)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(29,733)	(29,733)	(29,709)	(36,776)
予算額②		59,466	59,466	59,466	72,051
※精算補正前の予算を記載					
執行率 ((①/②) × 100)		100.0%	100.0%	99.9%	100.0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		59,466	59,466	59,418	72,051

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善
☐他事業との統合
☒その他

(説明)

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談、援助を行う機関として児童家庭支援センターの設置を推進し、運営の補助を行ってきたところであり、地域での要保護児童等のより一層の支援のため、引き続き、児童家庭支援センターの運営支援を行う。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、補助事業実績報告書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 補助対象経費等の明確化について

児童家庭支援センター運営費補助事業における補助対象経費、補助率、補助金の額について、令和5年度兵庫県福祉部補助金交付要綱では下記のとおり定められている。

対象者	社会福祉法人
補助事業の対象となる経費	「児童家庭支援センターの設置運営等について」(平成10年5月18日付児発第397号 厚生労働省児童家庭局長通知)に基づき実施する児童家庭支援センター設置運営要綱に基づく経費*。 ※指導委託契約に基づき実施した指導に要する経費は除く。
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内において、次により算出された額とする。 児童家庭支援センター運営事業を行う法人に対し、支出した費用のうち、別紙1(算定基準)により算定した額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を補助するものとする。 ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

*児童家庭支援センター設置運営要綱における対象経費は下記のとおり。

児童家庭支援センター運営事業に必要な給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費、報償費、報酬、委託料、改修費、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金

児童家庭課では、令和5年度において5法人6施設について補助金を支給している。補助金の額は下記の式により算定されており、全ての施設で①の基準額となっている。

- ・基準額(①) : 算定基準に基づき算出した額
- ・対象経費(②) : 補助対象経費の実支出額－寄付金その他の収入額
- ・補助基準額 : ①、②のいずれか少ない額

各施設における補助金の交付に関する資料を確認した結果、補助対象経費や寄付金その他の収入額の範囲等について、下記の課題が確認された。

- ・ 補助対象経費の範囲
 - 対象経費に収入と支出の差額である当期資金収支差額を含めている施設があった（1施設）。
- ・ 寄付金その他の収入額の範囲
 - 受託事業収入を含めていない施設（1施設）や拠点区分間繰入金収入を含めている施設（2施設）があり、施設ごとに収入の範囲にバラつきがあった。また、拠点区分間繰入金収入を含めている2施設では、交付申請時の予算書では含めておらず、予算書と決算書で乖離が発生していた。
- ・ 収支決算書について
 - 収支決算書の金額と収支決算書抄本のコピー金額が異なっている施設（1施設）や、収支決算書抄本で金額が一括して記載されているため、収支決算書の金額との照合が困難な施設（2施設）があった。

【意見 16】 補助対象経費等の明確化について

補助金の適正な支給を徹底するため、補助対象経費や寄付金その他の収入額の範囲について各項目の必要性を十分に検討した上で、交付要綱等に明確に定め、施設間で一貫性を保つ必要がある。また、提出書類に不備があった場合には、対象事業者へヒアリング等を行い、必要に応じて資料の再提出を求める等実績報告書の審査の実効性を高める必要がある。

10. 児童福祉措置費事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	児童福祉措置費事業			所管課	児童家庭課 児童福祉班 (児童施設担当)	
開始年度	昭和 22 年度	終了年度	－	関連計画等	兵庫県社会的養育推進計画	
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業					
実施方法	☒ 直執行 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他（ ）				実施主体等	兵庫県
事業目的	児童福祉法による措置に基づき、入所児童の処遇、職員人件費及び施設維持管理に要する経費を支弁					
事業概要	児童福祉施設への入所の措置又は委託後の養育に要する経費を支弁 (1)事務費（人件費、施設維持管理費） (2)事業費（措置児童等のために要する経費）					
根拠法令等	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 50 条第 6 号の 2 ・ 第 7 号					

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		6,380,756	6,491,289	6,867,067	7,329,531
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	32,731	33,812	31,512	0
	貸付金	0	0	0	0
	その他	6,348,025	6,457,477	6,835,555	7,329,531
(財源内訳)	(国庫)	(3,280,898)	(3,413,259)	(3,458,909)	(3,632,119)
	(特定)	(24,507)	(24,510)	(25,075)	(24,019)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(3,075,351)	(3,053,520)	(3,383,083)	(3,673,393)
予算額② ※精算補正前の予算を記載		6,559,094	6,763,025	7,093,488	7,329,531
執行率 ((①/②) × 100)		97.3%	96.0%	96.8%	100.0%
人件費③		—	—	—	—

総コスト (①+③)	6,380,756	6,491,289	6,867,067	7,329,531
------------	-----------	-----------	-----------	-----------

③ 評価指標
作成していない。

④ 自己評価

<u>課題・今後の方向性</u> ☐ 改善 ☐ 他事業との統合 ☒ その他
(説明) 引き続き、児童福祉法に基づき、児童の健全な育成、また児童福祉施設の最低基準を維持するための県費負担等に要する経費を支弁する。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、概算請求書、措置費支弁状況表、精算請求書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

11. 特定妊婦等居場所確保・自立支援事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	特定妊婦等居場所確保・自立支援事業		所管課	児童家庭課 家庭支援班	
開始年度	令和4年度	終了年度	—	関連計画等	—
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業				
実施方法	☐ 直執行 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	(公社) 小さいのちのドア
事業目的	予期せぬ妊娠などを理由に支援の必要性が高い妊産婦(特定妊婦等)を受け入れる場所を確保し、産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談、就労支援を行うとともに、自立に向け、県営住宅・民間住宅をステップハウスとして見守りを含めた支援を継続して実施する。				
事業概要	①産前2か月～産後6か月：安心して出産、育児に臨めるように生活の場を提供するとともに食事や家事援助等生活の援助を行う。自立支援計画を策定し、退所後の支援を検討する。 ②産後7か月～12か月：自立に向け、県営住宅・民間住宅等を活用したステップハウスでの生活に移行することになった妊産婦に対して、母子での生活を見守り支援する(育児相談、行政手続や乳児健診等への同行等)。また、妊産婦への就労支援を行う。 ③ステップハウス生活支援：母子での新たな生活を始めるとともに就労することや保育所入園は困難であるため、妊産婦に収入が入り、新生児を預ける保育所が見つかるまでの間のステップハウスの家賃を補助する。				
根拠法令等	児童福祉法				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①			30,000	35,000	35,000
経費内訳	報酬・賃金		0	0	0
	委託料		0	0	0
	補助金・交付金		30,000	35,000	35,000
	貸付金		0	0	0
	その他		0	0	0
(財源内訳)	(国庫)		(0)	(0)	(0)
	(特定)		(22,500)	(26,250)	(26,250)
	(起債)		(0)	(0)	(0)
	(一般財源)		(7,500)	(8,750)	(8,750)
予算額②			35,000	35,000	35,000
※精算補正前の予算を記載					
執行率 ((①/②) × 100)			85.7%	100.0%	100.0%
人件費③			4,129	4,228	4,360
総コスト (①+③)			34,129	39,310	39,310

③ 評価指標

・成果指標（アウトカム指標）

事業の性質上、受益者から事業についての意見を聞きにくく、アウトカム指標の設定が難しいためアウトプット指標のみを設定する。

・活動指標（アウトプット指標）

特定妊婦等支援事業入所者数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標		12	12	12	12
実績(見込)		10	17	(12)	令和6年度
(単位当たりコスト)*		(3,413)	(2,308)	(3,280)	
達成率(見込)		83.3%	141.7%	(100.0%)	

* (単位当たりコスト) の単位は千円

④ 自己評価

評価の視点	評価	目標に対する達成状況 (総合的評価)
○有効性 (評価指標に対する実績)	現行法上、母子生活支援施設に入所できない単身の妊婦を民間事業者で受け入れることで、課題を抱える妊産婦の支援の場として有効であったと考える。	全国で同様の支援を行っている施設が少なく、関係者からは、県事業でありながら、全国から特定妊婦を呼び寄せているのではないかとの懸念の声もあがっている。
○効率性 (最小のコストで最大の効果)	事業の性質上、受益者負担は望めず、国庫補助(基金)を活用している。また、妊産婦の支援に特化した民間事業者へ委託により、より専門的な手厚い支援を行うことができるようになったと考えられる。	課題を抱える妊産婦は全国を点在していることから、支援の緊急性が高い県外の妊産婦も対象とする一方で、原則、半数以上は県内者を受け入れることとし、0歳児死亡事例等問題の重篤化を防いでいく。

課題・今後の方向性

☒改善 ☐他事業との統合 ☐その他

(説明)

他課実施の「予期せぬ妊娠 SOS 相談事業」及び法人自主事業との会計区分を明確にすること、県営住宅ステップハウスや母子自立支援施設の活用により、緊急性の高い妊産婦を適切に受け入れるだけでなく、出産後の自立に繋がる支援体制の構築を図る。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、補助金交付要綱や決裁書、業務計画書、委託契約書、業務完了報告書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 実績報告について

当該事業については、民間団体(公益社団法人小さいのちのドア)に委託され実施されている。

公益社団法人小さいのちのドアは、助産師が365日24時間体制で妊娠、出産、育児に関する相談に応じており、実績と相談技術のある県内唯一の団体である。また相談を通じて保健・医療・福祉分野と連携し、「予期せぬ妊娠 SOS 相談事業」を県の他の事業において受託しており、全国的に先駆的な活動を行っている法人である。

委託内容は、受入場所の確保、支援コーディネーター(管理者)の配置、住民票所在地市町等との連携、看護師等の配置、母子支援員の配置、専門相談員の支援、ステップハウスの開設準備等となっている。

委託期間は1年間で、契約金額は35,000千円となっている。

委託事業について、精算のために業務完了報告書が提出されているが、事業費の実績が35,000千円とされていた。

人件費や経費の実績が、当初予定の額と差異が全くないということは実務的には考えられないことから、実際の実績値で報告を求めることが、今後の委託金額の見積りのために必要である。

また当該法人は、県から他の事業も受託していることや、自主事業も行っていることから、各事業の会計区分を適切に行うためにも実績値の把握が必要である。

【意見17】実績報告について

業務完了報告書における実績報告については、実際の実績値での報告を求めることが必要である。

② 事業のあり方について

当該事業についての利用者数の推移は下記のとおりである。

(単位：人)

	令和4年度累計	令和5年3月末時点	令和5年度累計	令和6年3月末時点
入所者	10	4	17	5
(内、県外)	(5)	(1)	(5)	(1)
ステップハウス	4	0	2	0

同様の施設は全国的にもまだ少数であることから、県外からの入所者も多く、なかには住民票を移している場合もある。

全国的にも先駆的な活動を行っている素晴らしい事業であるが、県の予算で他都道府県の住民を入所させることについては問題が全くないわけではない。現在、入居者については半数以上を県内から受け入れるという条件のもとに運用されているが、他都道府県からの入所者の受入れについてどこまで認めていくのか、また他都道府県に対して負担を求められないか等、今後の事業のあり方を検討していく必要がある。

【意見 18】事業のあり方について

当該事業については、今後の事業のあり方について検討する必要がある。

12. 新たな子育て家庭支援基盤整備事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	新たな子育て家庭支援基盤整備事業			所管課	児童家庭課 児童福祉班 (企画調整担当)	
開始年度	令和4年度	終了年度	—	関連計画等	ひょうご子ども・子育て未来プラン（2020～2024年）	
事業区分	☑国補助事業 □県単独事業					
実施方法	□直執行 □委託 ☑補助 □その他（ ）				実施主体等	市町
事業目的	改正児童福祉法（令和4年6月15日公布）の令和6年4月1日施行により新たに創設・拡充される市町事業について、国の子育て支援対策臨時特例交付金を活用した補助事業を実施する。					
事業概要	1 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進 2 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進 3 支援の必要性の高い子どもへの支援体制の強化					
根拠法令等	安心こども基金管理運営要領					

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①			15,023	39,657	53,430
経費内訳	報酬・賃金		0	0	0
	委託料		0	0	0
	補助金・交付金		15,023	39,657	53,430
	貸付金		0	0	0
	その他		0	0	0
(財源内訳)	(国庫)		(0)	(0)	(0)
	(特定)		(10,853)	(32,630)	(0)
	(起債)		(0)	(0)	(0)
	(一般財源)		(4,170)	(7,027)	(53,430)

予算額② ※精算補正前の予算を記載		当初予算なし	150,071	53,430
執行率（（①/②）×100）		—	26.4%	100.0%
人件費③		826	862	872
総コスト（①+③）		15,849	40,519	54,302

③ 評価指標
作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性
☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)
 各市町において、子育て世帯に対する包括的な支援が実施できるよう、事業の積極的な活用を働きかけていく。

⑤ 各事業の内容

i 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談体制の整備の推進
 (ア)母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業
 市町が一体的相談支援機関を設置（施設整備）
 (イ)母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業
 市町が設置する一体的相談支援機関における支援体制の構築
 ・統括支援員の配置支援
 ・家庭・養育環境支援事業（支援が必要な妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援）の円滑導入支援（周知、システム改修等）

ii 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進
 (ア)保護者支援臨時特例事業
 子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施
 (イ)子育て短期支援整備事業
 子育て短期支援事業（ショートステイ）の安定的な提供体制のための専用居室等の整備
 (ウ)子育て短期支援臨時特例事業

子育て短期支援事業の安定利用が可能となるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援を実施

iii 支援の必要性の高い子どもへの支援体制の強化

(ア)社会的養護自立支援整備事業

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供される環境の整備を図るため、生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備

(イ)社会的養護自立支援実態把握事業

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、政令市、児童相談所設置市が社会的養護経験者等の実態把握に係る調査等を実施

⑥ 新たな子育て家庭支援基盤整備事業の補助スキーム等の変更について

国負担分について、令和5年度までは、安心こども基金事業として国庫を県の基金に積み立て、県が補助してきたが、令和6年度以降は、国から市町への直接補助に切り替わることとなる。

詳細は、下記のとおりである。

新たな子育て家庭支援基盤整備事業の補助スキーム等の変更について

令和5年度まで							
事業名	母子保健・児童福祉 一体型相談支援機関 整備事業	母子保健・児童福祉 一体型相談支援機関 運営事業	保護者支援 臨時特例事業	子育て短期支援 整備事業	子育て短期支援 臨時特例事業	社会的養護自立支援 整備事業	社会的養護自立支援 実態把握事業
補助事業 の種類	安心こども基金事業						
補助率	国9/10 市町1/10	国2/3 県1/6 市町1/6	国1/2 県1/4 市町1/4	国2/3 市町1/12 事業者1/4	国1/3 県1/3 市町1/3	国2/3 政令市・児童相談所 設置市1/12 事業者1/4	国1/2 政令市・児童相談所 設置市1/2
国庫の 流れ	国庫を県の基金に積み立て、県が補助						
							
令和5年度以降(色塗り)事業のみ継続							
事業名	次世代育成支援対策 施設整備交付金	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	親子関係形成 支援事業	次世代育成支援対策 施設整備交付金	子育て短期支援事業 (事業移管)	次世代育成支援対策 施設整備交付金	社会的養護自立支援 実態把握事業
補助事業 の種類	次世代育成支援対策 施設整備交付金	子ども・子育て支援 交付金	子ども・子育て支援 交付金	次世代育成支援対策 施設整備交付金	子ども・子育て支援 交付金	次世代育成支援対策 施設整備交付金	児童虐待防止対策等 総合支援事業
補助率	国1/2 市町1/2	国2/3 県1/6 市町1/6	国1/3 県1/3 市町1/3	【設置者が市町】 国1/2 市町1/2 【設置者が民間】 国1/2 市町1/4 事業者1/4	国1/3 県1/3 市町1/3	【設置者が市町】 国1/2 市町1/2 【設置者が民間】 国1/2 政令市・児童相談所 設置市1/4 事業者1/4	国1/2 政令市・児童相談所 設置市1/2
国庫の 流れ	国から市町へ直接補助						
県事業の 状況	廃止	継続 (名称変更)	継続 (名称変更)	廃止	子育て短期支援事業 に移管	廃止	廃止
*廃止については、県の事業としては廃止され、国が直接執行する							

*廃止については、県の事業としては廃止され、国が直接執行する

(出典) 県提出資料

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、各事業の実績一覧表や補助金交付要綱、補助金交付申請書、補助金実績報告書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 子育て支援の事業について

各事業の交付実績については、下記のとおりとなっている。

【新たな子育て家庭支援基盤事業実績一覧(令和5年度)】

(単位：円)

	母子保健・児童福祉一体的相談支援 機関整備事業	母子保健・児童福祉一体的相談支援 機関運営事業	保護者支援 臨時特例事業	子育て短期 支援整備事業	子育て短期 支援臨時 特例事業	社会的養護 自立支援整備 事業	社会的養護 自立支援実態 把握事業	合計
尼崎市		1,752,000	118,000					1,870,000
明石市			720,000					720,000
芦屋市		7,900,000			68,000			7,968,000
西脇市		2,673,000	36,000					2,709,000
宝塚市			45,000					45,000
川西市		7,127,000	134,000		50,000			7,311,000
小野市		272,000	36,000					308,000
三田市		7,900,000						7,900,000
養父市			75,000					75,000
丹波市			75,000					75,000
加東市		1,051,000	185,000					1,236,000
たつの市		2,673,000						2,673,000
太子町		1,109,000						1,109,000
上郡町	5,658,000							5,658,000
合計	5,658,000	32,457,000	1,424,000	0	118,000	0	0	39,657,000

(出典) 県提出資料より監査人作成

各事業の実績については、何らかの事業を実施しているのは12市2町であることから、県内の各市町に十分に浸透しているとは言えない状況にある。各市町の財政上の問題もあり一律に進めるのは難しいが、今後、各事業について制度の内容や先行事例についてより丁寧な説明を行い、未だ取り組んでいない市町に事業の実施を推進していく必要がある。

【意見19】 子育て支援の事業の周知の必要性について

子育て支援の各事業について、各市町により丁寧な説明を行うことにより、子育て支援事業の実施を推進していく必要がある。

現在、当該事業では評価指標を設定していないが、指標を設定することが難しい事業とは考えられないことから、成果指標を掲げて各事業を推進していくことが必要である。

【意見 20】 評価指標の設定について

評価指標（成果指標）を設定し、計画的に各事業を推進していく必要がある。

② 実績報告及び運用状況の確認について

各市町の補助金の交付については、補助金交付申請書や収支予算書、補助金所要額調書、実施計画書の提出を求めている。補助事業完了後には補助事業実績報告書や収支決算書、補助金精算額調書、事業実施報告書を求め確認している。

実績報告について、収支決算書において、実施した事業内容のわかる費目で実績を報告しているが、なかには児童福祉総務費 2,103,585 円のように、内容の分かる費目となっていないものもあり、少なくとも内容が把握できる費目で報告を求める必要がある。

現在、報告された実績報告に対して、証憑等の検証は行われていないが、サンプリング等により、証憑書類の確認を行い、補助対象となる経費以外に使用されていないか検証する必要がある。

【意見 21】 実績報告の確認について

実績報告については、実施した事業内容のわかる費目で報告を求める必要がある。また報告された実績報告に対して、サンプリング等により、証憑書類の確認を行う必要がある。

また統括支援員の配置等の支援の実績は把握できるが、その後の運用状況については収支報告及び実績報告ではわからないのが現状である。運用状況についても確認を行い、補助の効果がどのように出ているのかを検証していくことも必要である。

【意見 22】 運用状況の確認について

支援後の運用状況についても積極的に確認を行い、補助の効果がどのように出ているのかを検証していくことも必要である。

13. 里親・特別養子縁組強化推進事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	里親・特別養子縁組強化推進事業			所管課	児童家庭課 家庭支援班	
開始年度	昭和 47 年度	終了年度	—	関連計画等	兵庫県社会的養育推進計画	
事業区分	☑国補助事業 ☑県単独事業					
実施方法	☑直執行 ☑委託 ☑補助 □その他（ ）			実施主体等	児童家庭課・こども家庭センター・（公社）家庭養護促進協会・民間機関	
事業目的	里親等委託率向上と里親支援の一層の充実を図り、あわせて児童相談所（こども家庭センター）の負担を軽減するため、業務の民間委託を推進し、公民連携のもと里親・特別養子縁組制度の推進・運営を図る。					
事業概要	令和6年度より、①豊岡・西宮・川西・姫路こども家庭センター管内において順次民間委託（里親支援センターの設置）を実施、②里親支援センター開設に向けた開設準備経費を委託予定法人に対して補助、③従来行ってきた里親支援業務について、家庭養護促進協会等に引き続き委託し、説明会・相談会等は民間委託に向けて、検討・準備を進める。 里親等委託率向上を目指し、里親支援業務の充実を図るための民間委託に向けた検討を進めている。 なお、国の社会的養育推進計画の要領見直しを踏まえて、事業内容を見直す。【里親等目標委託率（R3:23.4% → R7:36.9% → R11:47.8%）】					
根拠法令等	児童福祉法					

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		23,207	26,139	41,329	40,375
経費内訳	報酬・賃金	13,030	16,147	14,302	15,047
	委託料	5,467	5,376	6,083	5,508
	補助金・交付金	135	241	16,107	16,241
	貸付金	0	0	0	0
	その他	4,575	4,375	4,837	3,579
(財源内訳)	(国庫)	(11,138)	(12,878)	(18,158)	(20,052)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(12,069)	(13,261)	(23,171)	(20,323)
予算額②		22,659	26,139	58,773	40,375
※精算補正前の予算を記載					
執行率（(①/②）×100）		102.4%	100.0%	70.3%	100.0%
人件費③		2,468	2,477	4,228	4,360
総コスト（①+③）		25,675	28,616	45,557	44,735

③ 評価指標

・成果指標（アウトカム指標）

里親登録者数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	509	554	599	644	644
実績(見込)	478	515	(550)	(644)	令和6年度
(単位当たりコスト)*	(54)	(56)	(83)	(69)	
達成率(見込)	93.9%	93.0%	91.8%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

・活動指標（アウトプット指標①）

里親等委託率

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標	25.9	28.7	31.3	33.0	47.8
実績(見込)	23.4	25.1	26.8	(33.0)	令和11年度
(単位当たりコスト)*	(1,097)	(1,140)	(1,670)	(1,356)	
達成率(見込)	90.3%	87.5%	85.6%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

・活動指標（アウトプット指標②）

里親支援業務の民間委託数

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標			1	4	6
実績(見込)			(1)	(4)	令和8年度
(単位当たりコスト)*			(45,557)	(11,184)	
達成率(見込)			100.0%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

④ 自己評価

評価の視点	評価	目標に対する達成状況 (総合的評価)
○ 有効性 (評価指標に対する実績)	子どもの最善の利益の実現のため、家庭養育優先原則を推進するには、里親等委託率を高める必要があり、実現に向けては、里親支援センター等の民間機関を活用し、きめ細やかな対応が不可欠である。また、児童相談所の業務負担軽減にもつながる。 民間活力を活用するため業務の民間委託を進めている。なお、令和6年4月1日の改正児	令和7年度までに里親支援業務を民間事業者へ包括委託できるよう事業を推進する。先行して検討を進めている豊岡こども家庭センターでは業務委託の具体的な内容の調整に入っており、順調に進んでいる。
○ 効率性 (最小のコストで最大の効果)		

	童福祉法の施行により、里親支援センターが創設され、その経費は義務的経費となることから、より有利な財源確保が可能となる。	
課題・今後の方向性 ☐ 改善 ☐ 他事業との統合 ☒ その他		
(説明) 豊岡こども家庭センター管内の先行事例をもとに、他のこども家庭センターの進め方を検討する。		

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 里親委託率の向上について

平成28年改正児童福祉法において、児童を「家庭」において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を講じることが求められた。また、具体的な数値目標として、3歳未満及びそれ以外の就学前の子どもについては里親委託率75%以上、学童期以降は里親委託率50%以上を実現することとされた。

下記表のとおり、令和5年度における兵庫県の里親等委託率は79都道府県・市区中36位であり、特に3歳未満及びそれ以外の就学前の子どもについて全国平均と比較して低い状況にある。

・令和5年度における兵庫県の里親委託率

	3歳未満児	3歳以上～就学前	学童期以降	合計
兵庫県	14.3%	24.2%	27.5%	26.2%*
全国平均	27.7%	33.6%	23.3%	25.2%
順位 (79団体中)	55位	58位	27位	36位

(出典) 県提出のこども家庭庁資料を監査人が加工

(注) 集計方法の相違等により事業評価調書の数値(26.8%)と若干の乖離がある。

児童家庭課では国の指標に基づき、令和11年度に里親委託率を47.8%にすることを目標に掲げ、里親支援業務の民間委託等の様々な取組みを進めている。この結果、下記表のとおり、里親委託率は令和3年度から令和5年度にかけて改善しているものの、全ての年度で実績値が目標値を下回っており、乖離率は年々拡大している。また、令和11年度の目標値47.8%を達成するためには令和5年度実績値の26.8%から21%の大幅な改善が必要である。

・令和3年度から令和5年度における兵庫県の里親委託率

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考)令和11年度
目標値(a)	25.9%	28.7%	31.3%	47.8%
実績値(b)	23.4%	25.7%	26.8%	—
乖離率(b)－(a)	▲2.5%	▲3.0%	▲4.5%	—

【意見23】里親委託率の向上について

里親委託率について令和11年度の目標達成及び国が求めている指標の実現に向けて、里親支援業務の民間委託や県内全域におけるフォスティング業務をより一層進めていく必要がある。その際、里親委託率の高い他の都道府県・市の取り組みを参考にすることが有効であると考えられる。また、事務事業評価調書における自己評価において令和11年度の目標達成に具体的に関連付けた記載を行うことで、PDCAサイクルをより効果的に運用することが望まれる。さらに、国が3歳未満及びそれ以外の就学前の子どもと学童期以降で里親委託率の目標を分けている点を考慮し、県においても一律47.8%とするのではなく、年齢階層別に目標を分けることが考えられる。それぞれの年齢層に応じた目標を設定し、それに基づいて効果的な対策を策定することで、目標達成の実現性をより高めることが期待される。

② 里親名簿管理業務の効率化について

里親希望者から申請があった場合、各こども家庭センターで受け付け、児童家庭課に申請し、結果が通知される流れとなっている。各こども家庭センターでは、児童家庭課に申請する際に里親名簿を作成し、それぞれの担当分を保管している。一方、児童家庭課は各こども家庭センターからの申請を受けて決定を行った際に里親名簿を作成し、全てのこども家庭センター分を保管している。

現在、各こども家庭センターと児童家庭課の双方で里親名簿を作成・保管しているため、里親名簿管理業務において重複が生じ、事務効率が低下している状況である。

【意見24】里親名簿管理業務の効率化について

各子ども家庭センターで作成した里親名簿を児童家庭課とクラウド上で共有するなど情報を一元化することで里親名簿管理業務の重複を解消し、事務作業の効率化を図ることが望まれる。

③ 事務事業評価調書の記載誤りについて

兵庫県では、事務事業のさらなる見直しを進めるため、主要事業における事業目標の達成状況等を点検・評価し、事務事業評価調書としてホームページに公開している。従来、当該評価は当初予算額をもとに行っていたが、令和5年度から直近決算額をもとに行うように変更している。

兵庫県のホームページにて公開されている当事業にかかる事務事業評価調書を確認したところ、令和5年度決算額における一部の項目について誤って当初予算額が記載されていること等により下記の記載誤りが生じていた。

・事業に要するコスト

	評価調書の記載	あるべき記載
人件費	4,310 千円	4,228 千円
総コスト	63,083 千円	45,557 千円

・評価指標：単位当たりコスト

	評価調書の記載	あるべき記載
里親登録者数	115 千円	83 千円
里親等委託率	2,354 千円	1,670 千円
里親支援業務の 民間委託数	63,083 千円	45,557 千円

(出典) 兵庫県のHP (令和6年11月7日時点)

【指摘事項3】事務事業評価調書の記載誤りについて

誤った数値が看過されて公表されることがないように事務事業評価調書を公表する際にはチェックリストを作成して活用する等内部管理体制の実効性の強化を図るべきである。

14. 児童扶養手当支給費事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	児童扶養手当支給費事業		所管課	児童家庭課 家庭支援班																																																	
開始年度	昭和 60 年度	終了年度	—	関連計画等	—																																																
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業																																																				
実施方法	☒ 直執行 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()			実施主体等	県民局・センター(郡部)																																																
事業目的	母子家庭等、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に対して手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。 (児童扶養手当法に基づく法定受託事務)																																																				
事業概要	(1) 支給対象者 次の児童を養育する母又は父あるいは養育者 ①18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある児童 ②20 歳未満で心身に中度（特別児童扶養手当 2 級に該当する程度）以上の障害にある児童 (2) 手当月額 所得制限限度額（～R6. 11） (単位：円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th><th style="width: 15%;">R6. 4～</th><th style="width: 15%;">扶 養 親 族 等 の 数</th><th colspan="2" style="width: 30%;">受給者本人</th><th style="width: 15%;">扶養義務者等</th></tr> <tr> <th></th><th></th><th></th><th>全部支給</th><th>一部支給</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部支給</td><td>45,500円</td><td>0人</td><td>490,000</td><td>1,920,000</td><td>2,360,000</td></tr> <tr> <td>一部支給</td><td>45,490～ 10,740円</td><td>1人</td><td>870,000</td><td>2,300,000</td><td>2,740,000</td></tr> <tr> <td>2子加算</td><td>10,750円</td><td>2人</td><td>1,250,000</td><td>2,680,000</td><td>3,120,000</td></tr> <tr> <td>一部支給</td><td>10,740～ 5,380円</td><td>3人</td><td>1,630,000</td><td>3,060,000</td><td>3,500,000</td></tr> <tr> <td>3子加算</td><td>6,450円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>一部支給</td><td>6,440～ 3,230円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> (3) 支払時期 年 6 回（奇数月） (4) 認定権者 郡部：県民局長又は県民センター長 市部：市長					区 分	R6. 4～	扶 養 親 族 等 の 数	受給者本人		扶養義務者等				全部支給	一部支給		全部支給	45,500円	0人	490,000	1,920,000	2,360,000	一部支給	45,490～ 10,740円	1人	870,000	2,300,000	2,740,000	2子加算	10,750円	2人	1,250,000	2,680,000	3,120,000	一部支給	10,740～ 5,380円	3人	1,630,000	3,060,000	3,500,000	3子加算	6,450円					一部支給	6,440～ 3,230円				
区 分	R6. 4～	扶 養 親 族 等 の 数	受給者本人		扶養義務者等																																																
			全部支給	一部支給																																																	
全部支給	45,500円	0人	490,000	1,920,000	2,360,000																																																
一部支給	45,490～ 10,740円	1人	870,000	2,300,000	2,740,000																																																
2子加算	10,750円	2人	1,250,000	2,680,000	3,120,000																																																
一部支給	10,740～ 5,380円	3人	1,630,000	3,060,000	3,500,000																																																
3子加算	6,450円																																																				
一部支給	6,440～ 3,230円																																																				
根拠法令等	児童扶養手当法																																																				

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		729,208	698,845	679,670	659,091
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	0	0	0	0
	貸付金	0	0	0	0
	その他	729,208	698,845	679,670	659,091
(財源内訳)	(国庫)	(243,069)	(232,948)	(226,557)	(219,697)
	(特定)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(486,139)	(465,897)	(453,113)	(439,394)
予算額②		741,022	709,501	669,339	659,091
※精算補正前の予算を記載					
執行率 ((①/②) × 100)		98.4%	98.5%	101.5%	100.0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		729,208	698,845	679,670	659,091

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善
☐他事業との統合
☒その他

(説明)

- ・平成18年度より都道府県等の負担割合が2/3に増加し、財政面での負担も大きなものになっており、根源的かつ効果的な施策の展開が求められる。
- ・令和6年11月分(令和7年1月支給)から、所得制限限度額の変更、3人目以降の加算額引上げが予定されているが、引き続きひとり親家庭の経済的支援のため、国へ所得制限の緩和や手当額の増額等の制度拡充の要望を府県レベルの合同体で行っていく。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、児童扶養手当のてびき、支給件数等一覧、児童扶養手当過年度過払返納金債権管理の基本方針等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 過払金の発生について

i 児童扶養手当を受けることのできる要件

次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している母、児童を監護しかつ生計を同じくしている父、又は児童を父母に代わって養育している方(養育者)

- ・離婚：父母が婚姻を解消した児童
- ・死亡：父(母)が死亡した児童
- ・障害：父(母)が一定の障害にある児童
- ・生死不明：父(母)の生死があきらかでない児童
- ・遺棄：父(母)に1年以上遺棄されている児童
- ・保護命令：父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・拘禁：父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・未婚：母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・その他：母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

ただし、次のような場合には、手当は支給されない

- ・児童や手当を受けようとする人が日本国内に住んでいないとき
- ・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- ・父(母)が婚姻しているとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある時を含む)
- ・請求者が母の場合、児童が父と生計を同じくしているとき
請求者が父の場合、児童が母と生計を同じくしているとき

ii 支給実績について

直近3年間の支給実績の推移は、下記のとおりである。

	件数(人)	金額(千円)
令和3年度	1,422	729,208
令和4年度	1,354	698,845
令和5年度	1,312	679,670

iii 過払金返納債権について

支給要件を充たさないのに支給され、支給された後に支給要件に該当しなくな

っていたことが判明した場合などに、返納金債権が発生する場合があります、直近3年間の推移は下記のとおりとなっている。

年度末債権残高のなかには、回収が難しくなっている債権もあり、支払督促等の法的措置も検討している状況にある。

	過払金返納金債権(千円)				年度末債権残高 (3月末)	
	年度当初 (a)	当年度発覚 分(b)	年度内回 収(c)	不納欠損 (d)	件数	金額(千円) (a+b-c-d)
令和3年度	8,245	948	1,603	177	26	7,413
令和4年度	7,412	1,156	1,010	1,331	26	6,227
令和5年度	6,227	1,652	983	0	24	6,896

過払金の発生を防ぐために、年1回の窓口での現況届の際にリーフレットを手渡し、制度の説明や生活状況の聞き取り等を行い、周知及び情報把握に努めているが、本人からの申し出以外では過払金発生時での即時の把握は困難であり、過払金の発生を完全には防止できていない。

【意見25】 過払金の発生について

過払金については、再発を防止できるように、より丁寧な説明を行い、制度の周知を図り過払金の発生を抑えていく必要がある。また他機関との情報共有についても、できる限りの協力を求め、再発を防止していく必要がある。

15. ひとり親家庭子育て未来応援事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	ひとり親家庭子育て未来応援事業			所管課	児童家庭課 家庭支援班	
開始年度	令和4年度	終了年度	－	関連計画等	ひょうご子ども・子育て未来プラン (2020～2024年)	
事業区分	☑国補助事業 □県単独事業					
実施方法	☑直執行 ☑委託 ☑補助 □その他（ ）				実施主体等	兵庫県
事業目的	子育て、生活、自立に向けた修業等の面からひとり親家庭の自立を支援する。					
事業概要	以下の4つの観点に基づき、それぞれに関連する事業施策を展開し、ひとり親家庭の自立を支援 (1) 自立応援（①自立支援プログラム策定事業、②自立支援教育訓練給付金事業、③高卒認定試験合格支援事業） (2) 子育て応援（①ひとり親家庭日常生活支援事業） (3) 生活応援（①高等職業訓練促進給付金等事業、②高等職業訓練促進資金貸付事業） (4) 支援体制強化（①母子・父子自立支援員スキルアップ事業）					
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法					

② 事業に要するコスト

(単位:千円)

区 分		令和 3 年度 決算額	令和 4 年度 決算額	令和 5 年度 決算額	令和 6 年度 当初予算額
事業費①			158, 897	21, 007	47, 736
経費内訳	報酬・賃金		0	0	14, 806
	委託料		284	300	0
	補助金・交付金		158, 613	20, 707	32, 930
	貸付金		0	0	0
	その他		0	0	0
(財源内訳)	(国庫)		(151, 814)	(15, 529)	(39, 362)
	(特定)		(0)	(0)	(0)
	(起債)		(0)	(0)	(0)
	(一般財源)		(7, 083)	(5, 478)	(8, 374)
予算額②			173, 734	39, 524	47, 736
※精算補正前の予算を記載					
執行率（（①/②）×100）			91. 5%	53. 1%	100. 0%
人件費③			24, 771	25, 368	8, 720
総コスト（①＋③）			183, 668	46, 375	56, 456

③ 評価指標

・成果指標 (アウトカム指標)

兵庫のゆたかさ指標 (県民意識調査)

「住んでいる地域で子育てがしやすいと思う人の割合」

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	最終目標 (年度)
目標		60%	60%	前年度以上	前年度以上
実績(見込)		56%	52%	—	令和8年度
(単位当たりコスト)*		(330,933)	(88,502)	—	
達成率(見込)		92.5%	87.3%	—	

* (単位当たりコスト) の単位は千円

・活動指標（アウトプット指標）

自立支援プログラム策定件数

区 分	令和3年 度実績	令和4年 度実績	令和5年度 実績	令和6年 度目標	最終目標 (年度)
目標		410	445	480	2,400(累計)
実績(見込)		326	351	(480)	令和8年度
(単位当たりコスト)*		(563)	(132)	(118)	
達成率(見込)		79.5%	78.9%	(100.0%)	

*（単位当たりコスト）の単位は千円

④ 自己評価

評価の視点	評価	目標に対する達成状況 (総合的評価)
○有効性 (評価指標に対する実績)	・評価指標である「母子・父子自立支援プログラム策定件数」は、目標数値を未達成であるため、事業周知を含めた取組みが必要である。 ・高等職業訓練促進給付金等事業をはじめ、就業支援に係る事業については、利用実績も毎年一定数あり、県民ニーズを的確に踏まえた事業である。	本事業の利用者の多くが資格取得し、その資格を活かした業務に従事しており、ひとり親の自立促進という本事業の目的は達成しているものと考えられる。 今後も対象となり得る方が利用できるように適切に広報周知を行うとともに、ひとり親家庭支援体制の維持を図っていくことが必要となる。
○効率性 (最小のコストで最大の効果)	・事業を行うに際して、国庫補助のある事業については適正に国庫補助申請を行い、適切な財源確保に努めている。 ・本事業を構成する「母子・父子自立支援員スキルアップ事業」については、WEB会議も一部活用している。	

課題・今後の方向性

☒改善 ☐他事業との統合 ☐その他

(説明)

上記のとおり、本事業は従前3つに分かれていた事業を組み替え、ひとり親家庭の

自立を総合的に行う事業として見直したものである。児童扶養手当受給資格者に対し、本事業を含めた、ひとり親に対する施策を紹介する「ひとり親家庭のハンドブック」を現況届と併せて送付している。これに加え、県 HP への掲載を行い、各市町の HP や広報誌への掲載、母子関係団体の SNS での情報発信を依頼し、事業利用対象者に周知するよう努める。

⑤ 各事業の内容

i 自立支援

(ア) 母子・父子自立支援プログラム策定員による自立支援〈県管轄：郡部〉

郡部を管轄する健康福祉事務所に「母子・父子自立支援プログラム策定員」を配置し、児童扶養手当受給者を対象に、個々の家庭の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、自立・就業に向けた取組を支援

(イ) 自立支援教育訓練給付金の支給〈県管轄：郡部〉

母親(父親)の主体的な職業能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料の一部を支給

(ウ) 高等学校等卒業程度認定試験合格支援給付金の支給〈県管轄：郡部〉

母親(父親)及びその児童のより良い就職、転職を可能にし、正規雇用へつなげるため、高等学校卒業程度認定試験(文部科学省実施)合格のための講座(通信講座を含む)の受講者に受講料の一部を支給

ii 子育て応援

(ア) ひとり親家庭日常生活支援事業〈実施主体：市〉

保育や住居の掃除、買い物代行等のための家庭・子育て生活支援員を派遣

＊令和5年度実施市：加古川市、高砂市 類似事業あり(ファミリー・サポート・センター事業)

iii 生活応援

(ア) 高等職業訓練促進給付金の支給〈県管轄：郡部〉

母親(父親)の就職、生活安定に資する資格取得を促進するため、修学中の一定期間について給付金(生活費の補助)を支給

iv 支援体制強化

(ア) 母子・父子自立支援員スキルアップ事業

ひとり親家庭の親の身近な相談窓口となる母子・父子自立支援員に対して、就労支援の他、離婚前後に直面する慰謝料、養育費、面会交流等に係る支援について研修会(年6テーマ)を開催

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、各事業の実績一覧や補助金交付要綱、補助金交付申請書、補助金実績報告書等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 制度の周知について

各事業の実績については、下記のとおりとなっている。

i 自立支援**(ア) 母子・父子自立支援プログラム策定員による自立支援**

	令和4年度	令和5年度
策定員(人)	6	6
金額(千円)	220	80

母子・父子自立支援プログラム策定員については、各年度、6健康福祉事務所に配置しているが、専任職員ではなく他の母子等福祉業務を行う職員が兼務している。

(イ) 自立支援教育訓練給付金の支給

	令和4年度	令和5年度
人数(人)	8	5
金額(千円)	1,739	1,298

(ウ) 高等学校等卒業程度認定試験合格支援給付金の支給

	令和4年度	令和5年度
人数(人)	0	0
金額(千円)	0	0

「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」については、実績がまだゼロであることから、今後は、制度の周知に力を入れていく必要がある。

ii 子育て応援**(ア) ひとり親家庭日常生活支援事業**

	令和4年度	令和5年度
実施団体(市)	2	2
金額(千円)	1,242	1,514

iii 生活応援

(ア) 高等職業訓練促進給付金の支給

	令和4年度	令和5年度
人数(人)	21	17
金額(千円)	21,713	17,811

iv 支援体制強化

(ア) 母子・父子自立支援員スキルアップ事業

	令和4年度	令和5年度
回数(回)	4	4
金額(千円)	283	300

【意見26】制度の周知について

「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」は実績がゼロであり、まだ十分に認知されていないことから、ひとり親家庭に対して周知を図って行く必要がある。

② 過払金返納金の発生状況について

	令和4年度	令和5年度
人数(人)	0	2
金額(千円)	0	4,480

高等職業訓練促進給付金等事業において、2件の過払金が発生している。これは、母親(父親)の就職、生活安定に資する資格取得を促進するため、修業中の一定期間について生活費の補助を行うものであるが、雇用保険において同種の給付金を受け取っていることが、後日発覚したものである。

【意見27】過払金について

過払金については、窓口での丁寧な説明や他機関との情報共有に努め、再発の防止を図っていく必要がある。

③ 契約について

母子・父子自立支援員スキルアップ事業については、一般財団法人兵庫県婦人共励会との委託契約により行われている。

この契約は、兵庫県ひとり親家庭等特別相談事業及び兵庫県ひとり親家庭等福祉推進事業と一括して契約が行われている。令和5年度の金額は2,734千円(内、

当該事業分 300 千円)で、契約期間は1年となっている。

一般財団法人兵庫県婦人共励会は、県内の母子・父子福祉団体の連絡連携を図るとともに、母子家庭・父子家庭並びに寡婦の福祉の増進を図っている唯一の団体であることを理由に、随意契約が行われている。

この委託契約は、3事業を一括して行われているが、分割することによって、個々の事業については契約の可能な団体があると思われる。

随意契約を行う場合は、「財務規則の運用について」(昭和51年3月1日 会第459号の1)において、「…その取扱いについては、厳正を期すること。」とされており、より慎重に検討する必要があることから、次回の母子・父子自立支援員スキルアップ事業の契約については、一般財団法人兵庫県婦人共励会との一括の随意契約ありきではなく、一から検討し直す必要がある。

【意見28】随意契約の締結について

委託契約の締結については、随意契約ありきではなく慎重に検討することが必要である。

16. 明石学園施設維持費・施設管理費事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	明石学園施設維持費・施設管理費事業			所管課	児童家庭課 児童福祉班 (児童施設担当)	
開始年度	昭和 26 年度	終了年度	—	関連計画等	兵庫県社会的養育推進計画	
事業区分	☑国補助事業 □県単独事業					
実施方法	☑直執行 □委託 □補助 □その他（ ）				実施主体等	兵庫県
事業目的	明石学園は、児童福祉法第 44 条に基づく「児童自立支援施設」であり、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行いその自立を支援することを目的」としている。					
事業概要	1 施設維持に要する経費 ・ 庁舎管理事務経費(宿直代行)、光熱水費、下水使用料等 2 施設管理及び運営に要する経費。 （1）明石学園の運営及び施設の管理に要する経費 ・ 非常勤嘱託（医務嘱託員、生活支援員等）、作法等講師謝金、その他（旅費、コピー代等） （2）児童自立支援事業 等 ・ 自立支援専門員、家庭支援相談専門員に要する経費（自立支援 3 人・家庭支援 1 人）等					
根拠法令等	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条、第 35 条第 2 項、第 50 条第 7 項、第 53 条					

② 事業に要するコスト

(単位:千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		30,420	36,012	35,626	40,844
経費内訳	報酬・賃金	20,779	24,768	24,713	29,436
	委託料	0	0	0	0
	補助金・交付金	0	0	0	0
	貸付金	0	0	0	0

	その他	9,641	11,244	10,913	11,408
(財源内訳)	(国庫)	(18,684)	(18,807)	(18,233)	(17,791)
	(特定)	(6,122)	(2,929)	(12,522)	(4,447)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(5,614)	(14,276)	(4,871)	(18,606)
予算額② ※精算補正前の予算を記載		38,932	40,545	40,545	40,844
執行率 ((①/②) × 100)		78.1%	88.8%	87.9%	100.0%
人件費③		—	—	—	—
総コスト (①+③)		30,420	36,012	35,626	40,844

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善
☐他事業との統合
☒その他

(説明)

引き続き、児童を非行から立ち直らせるため、家庭的雰囲気の中で援助し、良い人間関係を学ばせるとともに、規律正しい生活を通して社会生活に必要な生活習慣や学力を身につけさせることにより自立を支援していく。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」や措置費支弁台帳等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

詳細な監査の実施結果については、V. 福祉部 県立明石学園(2) 監査の実施において記載している。

17. 明石学園児童措置費事業

(1) 事業の概要

① 事業概要

事業名	明石学園児童措置費事業			所管課	児童家庭課 児童福祉班 (児童施設担当)	
開始年度	昭和 26 年度	終了年度	—	関連計画等	兵庫県社会的養育 推進計画	
事業区分	☒ 国補助事業 ☐ 県単独事業					
実施方法	☒ 直執行 ☐ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()				実施主体等	兵庫県
事業目的	明石学園は、児童福祉法第 44 条に基づく「児童自立支援施設」であり、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行いその自立を支援することを目的」としている。					
事業概要	入所している児童の措置に要する費用 ・国が示す措置費単価に基づく経費（生活諸費、被虐待児加算、教育費、見学旅行費 等）					
根拠法令等	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条、第 35 条第 2 項、第 50 条第 7 項、第 53 条					

② 事業に要するコスト

(単位：千円)

区 分		令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 当初予算額
事業費①		49,691	48,618	49,065	80,380
経費内訳	報酬・賃金	0	0	0	0
	委託料	852	532	532	1,000
	補助金・交付金	225	229	227	300
	貸付金	0	0	0	0
	その他	48,614	47,857	48,306	79,080
(財源内訳)	(国庫)	(23,810)	(23,934)	(22,962)	(38,390)
	(特定)	(1,412)	(9,571)	(15,757)	(6,048)
	(起債)	(0)	(0)	(0)	(0)
	(一般財源)	(24,469)	(15,113)	(10,346)	(35,942)

予算額② ※精算補正前の予算を記載	80,925	81,613	83,428	80,380
執行率（（①/②）×100）	61.4%	59.6%	58.8%	100.0%
人件費③	—	—	—	—
総コスト（①+③）	49,691	48,618	49,065	80,380

③ 評価指標

作成していない。

④ 自己評価

課題・今後の方向性

☐改善 ☐他事業との統合 ☒その他

(説明)

引き続き、児童を非行から立ち直らせるため、家庭的雰囲気の中で援助し、良い人間関係を学ばせるとともに、規律正しい生活を通して社会生活に必要な生活習慣や学力を身につけさせることにより自立を支援していく。

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施し、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」や措置費支弁台帳等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

詳細な監査の実施結果については、V. 福祉部 県立明石学園（2）監査の実施において記載している。

IV. 福祉部 こども家庭センター

1. 事業概要

(1) 業務内容

こども家庭センターは、児童福祉法第12条に基づいて設置されている児童福祉行政の専門機関（児童相談所）で、兵庫県では7か所（中央・尼崎・西宮・川西・加東・姫路・豊岡）を所管し、主として下記のような業務を行っている。

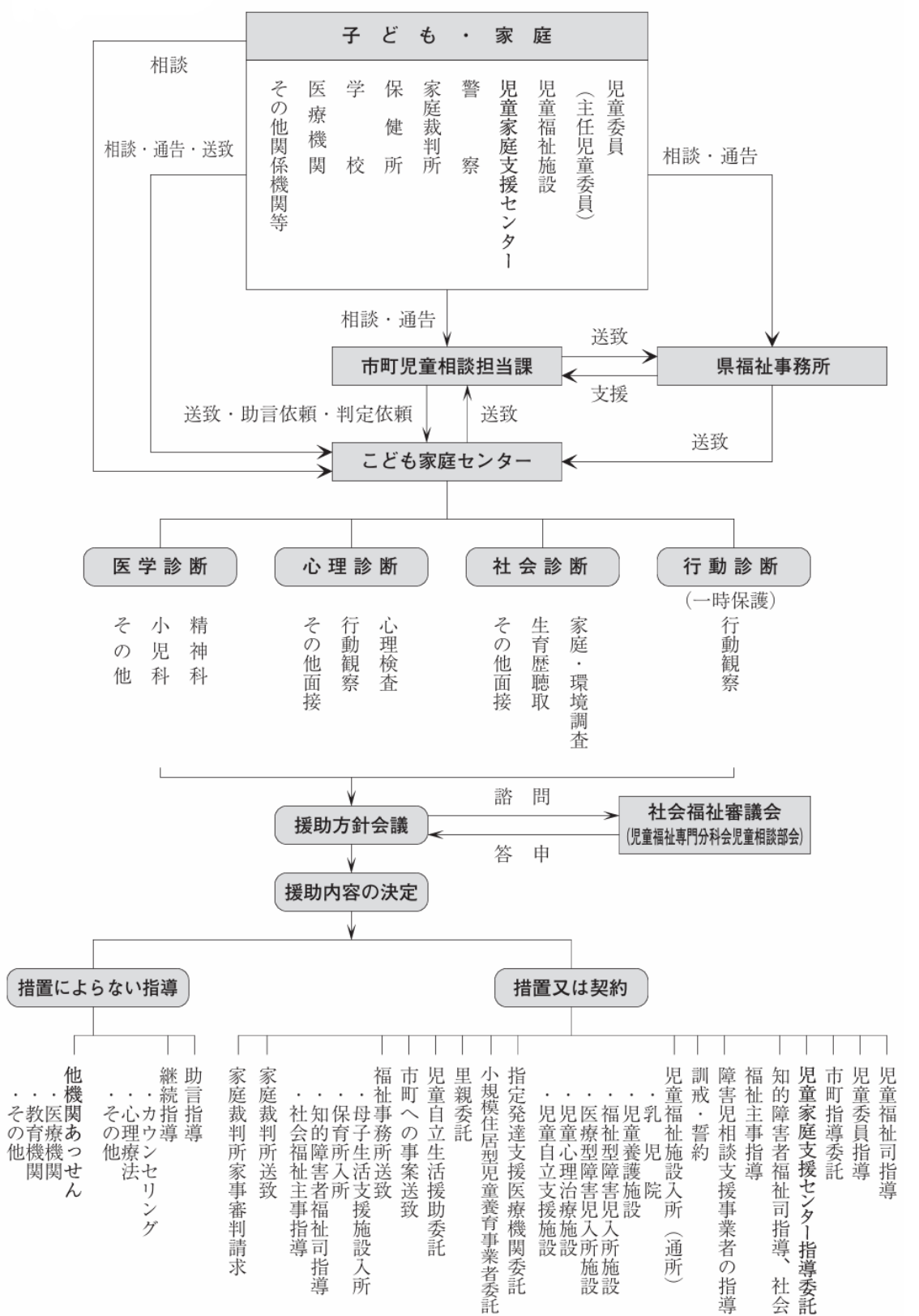
なお、神戸市（政令指定都市）・明石市（中核市）は、独自に児童相談所を設置している。

- ・子どもに関する、家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じる。
- ・福祉事務所、家庭裁判所等の関係機関から、子どもの通告、送致を受け、援助活動を展開する。
- ・子ども及びその家庭について、主に児童福祉司等による社会診断、児童心理司による心理診断、一時保護所職員による行動診断、医師による医学診断、その他の診断をもとに、総合診断（判定）を行い、問題解決のために最も適切な援助指針を定め、必要な援助を行う。
- ・必要に応じて、子どもの一時保護を行い、又は適当な者に一時保護を委託する。
- ・必要に応じて、子どもを児童福祉施設に入所（指定発達支援医療機関への委託を含む。）させ、又は里親に委託する。
- ・里親や養子縁組により養子となる子どもや養親、実親等の相談に応じ必要な援助を行う。等

児童相談所は、強力な法的権限などの高度な専門性を必要とする相談や児童虐待対応など、調査介入型のアプローチを担う機関である。一方で子ども家庭支援センターは、地域とのつながりを最大限に活かした子育て支援などを担い、養育不安等に対応する、児童虐待の発生予防的な対応を担う機関である。

兵庫県では両者の区別なく「こども家庭センター」として運営されている。

① 相談援助の流れ



(出典) ひょうごの児童相談

② 名称及び所在地

i 兵庫県所管のこども家庭センター（児童相談所）

名称	所在地	所管区域
中央 こども家庭センター	明石市北王子町13-5	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
洲本分室	洲本市塩屋2丁目4-5 (洲本総合庁舎内)	洲本市、南あわじ市、淡路市
尼崎 こども家庭センター	尼崎市若王寺2丁目18-3 ひと咲きタワー9階	尼崎市
西宮 こども家庭センター	西宮市青木町3-23	西宮市、芦屋市
川西 こども家庭センター	川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ3階	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、 猪名川町
丹波分室	丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎内)	丹波篠山市、丹波市
加東 こども家庭センター	加東市下滝野1269-2 加東市元滝野庁舎2階	西脇市、三木市、小野市、加西市、 加東市、多可町
姫路 こども家庭センター	姫路市新在家本町 1丁目1-58	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、 宍粟市、神河町、市川町、福崎町、 太子町、上郡町、佐用町
豊岡 こども家庭センター	豊岡市正法寺446	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、 新温泉町

ii 県内他市所管の児童相談所

・神戸市所管

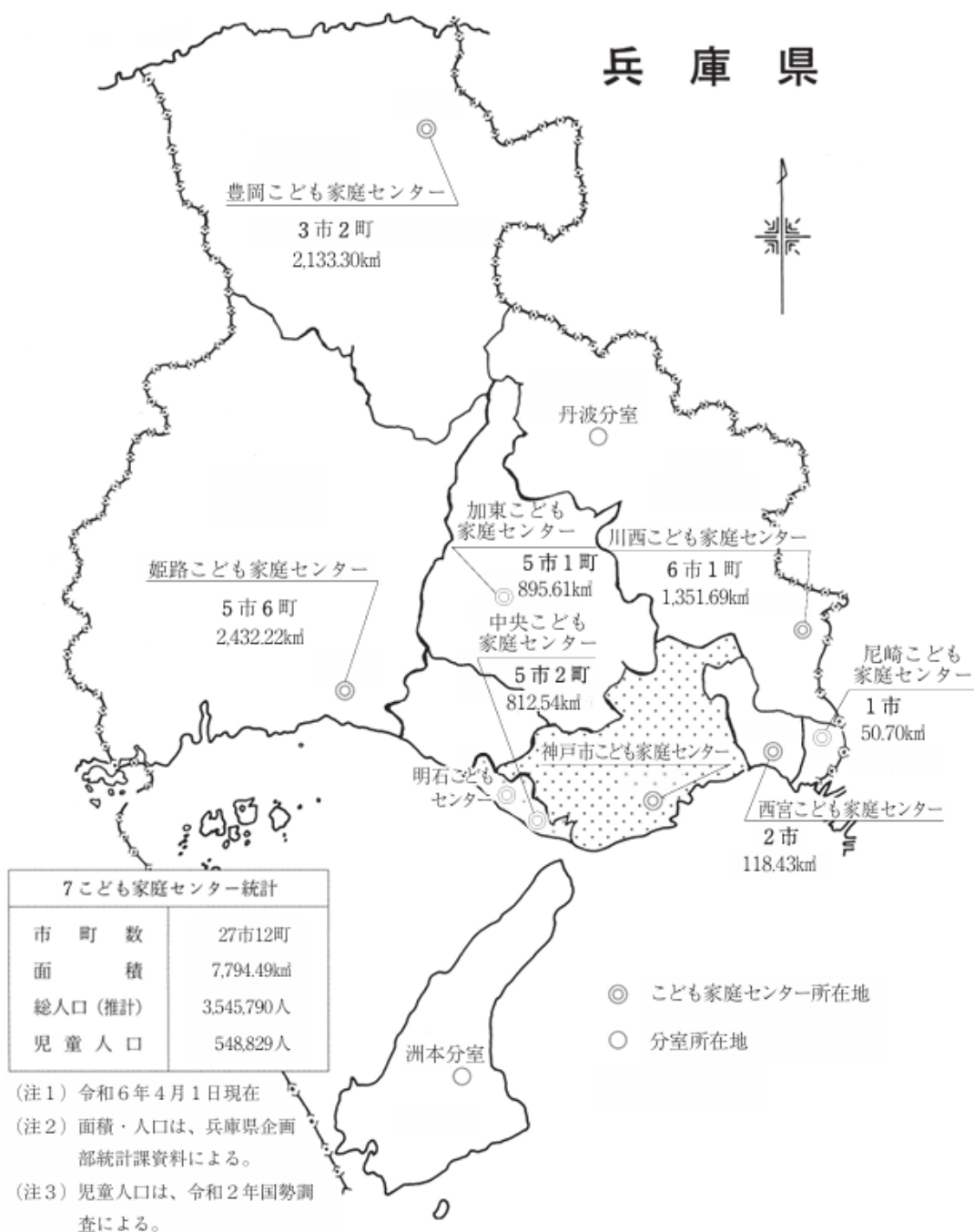
名称	所在地	所管区域
神戸市 こども家庭センター	神戸市兵庫区上庄通 1丁目1-27	神戸市

・明石市所管

名称	所在地	所管区域
明石 こどもセンター	明石市大久保町ゆりのき通 1丁目4-7	明石市

(出典) ひょうごの児童相談

③ 所管区域図



(出典) ひょうごの児童相談

④ 相談受付件数の推移

県所管のこども家庭センター(中央・尼崎・西宮・川西・加東・姫路・豊岡)の相談受付件数の推移は下記表のとおりである。

センター名	平成 25年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
中央	3,252	3,451	3,482	2,765	2,908	2,818
尼崎	-	-	-	2,864	2,735	2,953
西宮	3,092	4,795	4,607	2,689	2,704	2,552
川西	2,630	4,422	4,087	4,219	4,294	4,013
加東	-	-	-	1,199	1,357	1,274
姫路	2,192	3,353	3,333	3,989	3,740	3,684
豊岡	840	704	615	720	638	746
計	12,006	16,725	16,124	18,445	18,376	18,040

* 尼崎・加東こども家庭センターは令和3年度より設置。

(出典) ひょうごの児童相談

(2) 監査の実施

今回、監査対象として、一時保護所を有する中央こども家庭センター、相談受付件数の多い川西こども家庭センター及び姫路こども家庭センター、県庁から最も遠隔にある豊岡こども家庭センターの4センターを選定し、現地監査を実施した。

① 児童相談所における職員数不足と勤務年数の偏りについて

令和元年度の包括外部監査において、こども家庭センターの職員数不足について下記の意見が示された。

こども家庭センターの職員の増員を図ってきたものの、児童虐待対応件数が急増しており一人当たりの負担が増加しているため、各案件に十分な対応が出来るような体制とする必要がある。 【意見 3-22-1】

これに対し、兵庫県は「急増する児童虐待件数に対応するため、児童福祉法施行令に定める児童福祉司配置標準を目標に児童福祉司職の計画的採用等により児童福祉司の増員を図っていく」との方針を示し、対応を進めてきた。

しかし、下記のとおり、令和6年度の時点でも配置基準を満たしていない状況が続いている。具体的には、児童福祉司は41名(調査員を含む場合28名)、児童心理司は19名不足しており、特に姫路こども家庭センターでは、児童福祉司が15名(調査員を含む場合10名)、児童心理司が5名不足している。

・児童福祉司の配置状況

(単位:人)

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	基準	人数	過不足	基準	人数	過不足	基準	人数	過不足
中央	29	23(27)	-6(-2)	30	24(27)	-6(-3)	30	25(29)	-5(-1)
尼崎	28	15(17)	-13(-11)	32	19(20)	-13(-12)	28	25(25)	-3(-3)
西宮	29	18(21)	-11(-8)	29	18(22)	-11(-7)	30	23(25)	-7(-5)
川西	40	29(29)	-11(-11)	40	30(31)	-10(-9)	41	33(33)	-8(-8)
加東	11	10(11)	-1(0)	14	10(11)	-4(-3)	16	12(13)	-4(-3)
姫路	37	23(27)	-14(-10)	39	21(27)	-18(-12)	38	23(28)	-15(-10)
豊岡	8	8(8)	0(0)	8	7(8)	-1(0)	7	8(9)	1(2)
計	182	126(140)	-56(-42)	192	129(146)	-63(-46)	190	149(162)	-41(-28)

(出典) 県提出資料を元に監査人が作成

* 基準: 配置基準、人数: 発令人数、

() 書は児童福祉司として発令できないが相談援助業務を行っている職員である調査員を含んだ人数、
過不足: 人数-基準

・児童心理司の配置状況

(単位:人)

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	基準	人数	過不足	基準	人数	過不足	基準	人数	過不足
中央	13	11	-2	14	13	-1	14	14	0
尼崎	14	7	-7	16	9	-7	14	12	-2
西宮	14	7	-7	14	9	-5	15	11	-4
川西	20	11	-9	20	15	-5	20	15	-5
加東	5	4	-1	7	4	-3	8	5	-3
姫路	18	10	-8	19	9	-10	19	14	-5
豊岡	4	3	-1	4	3	-1	3	3	0
計	88	53	-35	94	62	-32	93	74	-19

(出典) 県提出資料を元に監査人が作成

* 基準: 配置基準、人数: 発令人数、過不足: 人数-基準

また、現地監査の対象としたこども家庭センターの令和5年度における児童福祉司及び児童心理司の勤務年数及び全国平均は下記のとおりであり、地域によって勤務年数に偏りがみられる。児童福祉司については、全国平均では勤務年数が5年未

満の職員が7割程度である一方、川西こども家庭センターでは9割に達しており、勤務年数の短い職員が非常に多い状況である。児童心理司についても、川西こども家庭センター及び姫路こども家庭センターでは勤務年数が5年未満の勤職員が8割を占め、全国平均（約7割）を上回っている状況である。

・令和5年度の児童福祉司の勤務年数

勤務年数	中央	川西	姫路	豊岡	全国平均
1年未満 ①	8%	3%	0%	0%	17%
1～3年 ②	4%	57%	17%	0%	31%
3～5年 ③	21%	30%	22%	43%	20%
5～10年 ④	17%	10%	33%	29%	19%
10年以上 ⑤	50%	0%	28%	29%	13%
5年未満 (①+②+③)	33%	90%	39%	43%	68%

（出典）県提出資料を元に監査人が作成、全国はこども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ

* 県は年度末、全国は年度初時点の値

・令和5年度の児童心理司の勤務年数

勤務年数	中央	川西	姫路	豊岡	全国平均
1年未満 ①	23%	0%	9%	0%	16%
1～3年 ②	31%	60%	45%	0%	30%
3～5年 ③	15%	20%	27%	33%	17%
5～10年 ④	0%	20%	9%	33%	20%
10年以上 ⑤	31%	0%	9%	33%	17%
5年未満 (①+②+③)	69%	80%	81%	33%	63%

（出典）県提出資料を元に監査人が作成、全国はこども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ

* 県は年度末、全国は年度初時点の値

【意見29】児童相談所における職員数不足と勤務年数の偏りについて

児童福祉司及び児童心理司について、配置不足や勤務年数が短い職員が多い場合には、リスク判断や迅速な意思決定が難しく、緊急時や複雑なケースへの対応が困難になる可能性が高い。また、地域によって配置状況や勤務年数に偏りがある場合には、地域間での対応力に差が生じる可能性が高い。このため、計画的な採用を継続するとともに、地域間の人員配置の見直しを行い、地域による差が生じないようにする必要がある。

2. 中央こども家庭センター

(1) 施設等の概要

所在地	明石市北王子町 13－5 平成4年4月に現在地に新築移転。平成15年3月一時保護所増設。																																																																																																																																																																																																																																																					
職員数	令和6年6月1日現在　：　72人（会計年度任用職員を除く）																																																																																																																																																																																																																																																					
管区地域	洲本市、加古川市、高砂市、南あわじ市、淡路市、稲美町、播磨町																																																																																																																																																																																																																																																					
管内状況	総　　人　　口	525,767人				中　学　校　数				39校																																																																																																																																																																																																																																												
	児　童　人　口* ¹	81,729人				高　等　学　校　数				18校																																																																																																																																																																																																																																												
	認定こども園数	68所				特別支援学校数				4校																																																																																																																																																																																																																																												
	保　育　所　数	45所				児　童　委　員　数* ²				1,083人																																																																																																																																																																																																																																												
	幼　稚　園　数	31園				主任児童委員数* ²				59人																																																																																																																																																																																																																																												
	小　学　校　数	85校				—				—																																																																																																																																																																																																																																												
令和5年度 相談 受付状況 (単位：件)	<table><tr><td rowspan="2">市　　町</td><td rowspan="2">受 付 総 数</td><td colspan="2">養護相談</td><td rowspan="2">保 健 相 談</td><td colspan="5">障　害　相　談</td><td colspan="2">非行相談</td><td colspan="3">育　成　相　談</td><td rowspan="2">そ の 他</td></tr><tr><td>児童虐待</td><td>その他の養護</td><td>肢体不自由</td><td>視 聴 覚</td><td>言語発達</td><td>重症心身</td><td>知的</td><td>発達障害</td><td>ぐ　触</td><td>性格行動</td><td>不登校</td><td>適性</td><td>育児・しつけ</td></tr><tr><td>加古川市</td><td>1,173</td><td>317</td><td>95</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>2</td><td>638</td><td>3</td><td>18</td><td>27</td><td>41</td><td>1</td><td>5</td><td>24</td><td></td></tr><tr><td>高砂市</td><td>430</td><td>172</td><td>44</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>179</td><td></td><td>6</td><td>3</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>9</td><td></td></tr><tr><td>稲美町</td><td>104</td><td>24</td><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>57</td><td></td><td>1</td><td></td><td>2</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>播磨町</td><td>175</td><td>55</td><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>95</td><td></td><td>1</td><td></td><td>6</td><td>1</td><td></td><td>5</td><td></td></tr><tr><td>東播磨地域計</td><td>1,882</td><td>568</td><td>162</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td></td><td>3</td><td>969</td><td>3</td><td>26</td><td>30</td><td>61</td><td>6</td><td>8</td><td>42</td><td></td></tr><tr><td>洲本市</td><td>154</td><td>38</td><td>20</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>76</td><td>5</td><td>1</td><td>7</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>南あわじ市</td><td>112</td><td>38</td><td>5</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>57</td><td>1</td><td></td><td>6</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>淡路市</td><td>113</td><td>26</td><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>60</td><td>7</td><td>5</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>淡路地域計</td><td>379</td><td>102</td><td>38</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td>193</td><td>13</td><td>6</td><td>15</td><td>7</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>管　外</td><td>532</td><td>135</td><td>136</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>58</td><td>21</td><td>8</td><td>2</td><td>85</td><td>10</td><td>2</td><td>74</td><td></td></tr><tr><td>不　明</td><td>25</td><td>5</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>1</td><td></td><td>7</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>2,818</td><td>810</td><td>345</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td></td><td>4</td><td>1,220</td><td>37</td><td>40</td><td>47</td><td>156</td><td>18</td><td>10</td><td>124</td><td></td></tr></table>	市　　町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障　害　相　談					非行相談		育　成　相　談			そ の 他	児童虐待	その他の養護	肢体不自由	視 聴 覚	言語発達	重症心身	知的	発達障害	ぐ　触	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	加古川市	1,173	317	95		2			2	638	3	18	27	41	1	5	24		高砂市	430	172	44		1	1			179		6	3	12	1	2	9		稲美町	104	24	11					1	57		1		2	3	1	4		播磨町	175	55	12						95		1		6	1		5		東播磨地域計	1,882	568	162		3	1		3	969	3	26	30	61	6	8	42		洲本市	154	38	20	1				1	76	5	1	7	3	1		1		南あわじ市	112	38	5		1				57	1		6	4					淡路市	113	26	13						60	7	5	2						淡路地域計	379	102	38	1	1			1	193	13	6	15	7	1		1		管　外	532	135	136	1					58	21	8	2	85	10	2	74		不　明	25	5	9										3	1		7		計	2,818	810	345	2	4	1		4	1,220	37	40	47	156	18	10	124	
				市　　町	受 付 総 数		養護相談		保 健 相 談	障　害　相　談					非行相談			育　成　相　談			そ の 他																																																																																																																																																																																																																																	
		児童虐待	その他の養護			肢体不自由	視 聴 覚	言語発達		重症心身	知的	発達障害	ぐ　触	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ																																																																																																																																																																																																																																					
		加古川市	1,173	317	95		2			2	638	3	18	27	41	1	5	24																																																																																																																																																																																																																																				
		高砂市	430	172	44		1	1			179		6	3	12	1	2	9																																																																																																																																																																																																																																				
		稲美町	104	24	11					1	57		1		2	3	1	4																																																																																																																																																																																																																																				
		播磨町	175	55	12						95		1		6	1		5																																																																																																																																																																																																																																				
		東播磨地域計	1,882	568	162		3	1		3	969	3	26	30	61	6	8	42																																																																																																																																																																																																																																				
		洲本市	154	38	20	1				1	76	5	1	7	3	1		1																																																																																																																																																																																																																																				
		南あわじ市	112	38	5		1				57	1		6	4																																																																																																																																																																																																																																							
		淡路市	113	26	13						60	7	5	2																																																																																																																																																																																																																																								
		淡路地域計	379	102	38	1	1			1	193	13	6	15	7	1		1																																																																																																																																																																																																																																				
		管　外	532	135	136	1					58	21	8	2	85	10	2	74																																																																																																																																																																																																																																				
		不　明	25	5	9										3	1		7																																																																																																																																																																																																																																				
計	2,818	810	345	2	4	1		4	1,220	37	40	47	156	18	10	124																																																																																																																																																																																																																																						
外観																																																																																																																																																																																																																																																						

*1 児童人口は、令和2年国勢調査による。 *2 児童委員・主任児童委員数は定数。

(出典) ひょうごの児童相談(令和6年度)

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 未成年後見人支援事業について

兵庫県では、親権者がいない子ども等について未成年後見人の確保を図り、日常生活の支援や福祉の向上を図ることを目的に未成年後見人支援事業を実施している。具体的には、家庭裁判所に選任された未成年後見人に対し、報酬の全部又は一部を助成する報酬助成事業と、未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償等の保険料を助成する保険料助成事業を実施している。

i 報酬助成額の超過支払について

未成年後見人に対する報酬助成額について、「兵庫県未成年後見人事業実施要綱」では、下記のとおり定められている。

第6条（報酬助成額）

報酬助成額は、家庭裁判所が未成年後見人の請求を受け決定した報酬額に対して、年額240,000円（月額上限20,000円×12月）の範囲内とする。

令和5年度を助成対象期間とする「未成年後見人支援事業（報酬助成額）決定通知書」を確認した結果、助成金額が260,000円（月額20,000円×13月）となっており、報酬助成額の年額上限である240,000円を超えて支払われていた事例があった。

これは、報酬助成額は家庭裁判所の決定に基づいて支払われるため、家庭裁判所の審判において令和5年4月から任務終了までの間の報酬が決定され、これに基づいて支払った結果、年額の上限を超えた13か月分が支払われたことが原因である。

他のセンターにおいても同様の事例がないか確認したところ、令和5年度において、尼崎こども家庭センターにおいて12か月を超えて支払われた事例が5件（13か月2件、16か月3件）あった。

【意見30】報酬助成額の超過支払について

今後、報酬助成額について、要綱の年額上限を超えて支払われることを防ぐために、家庭裁判所の審判において12か月を超える期間の報酬の支払が決定した場合には、12か月分と残りの月数分の支払年度を分けるなどの対応を行う必要がある。

ただし、年度を分けて支払うことが事務手続上過度な負担になる場合には、実施要綱における年額の上限期間を裁判所の審判に合わせて見直すことなどの対

応も考えられる。

② 契約について

i 業者選定方法について

一時保護所の調理委託業務は令和4年度においてプロポーザル方式により選定された業者が令和5年度も引き続き行っている。

「企画提案コンペ及びプロポーザル等の実施要件の制定並びに随意契約審査会の審査を要しない随意契約について」（平成13年3月30日 管理第510号）では、プロポーザル方式による業者選定の対象事業として、「履行に当たり相手方のアイデア、ノウハウ等により成果物の出来、不出来が大きく左右されるため、価格競争によることが不相当と判断される場合等で、随意契約の必要性が明確に説明でき、随意契約取扱要綱第4条第1項に基づく随意契約運用基準の「契約の履行について特殊の技術を要することにより、相手方が特定されるとき」（基準事例1－（4））に該当する事業であること。」と規定されている。ここに記載されている通り、プロポーザル方式は「特殊の技術を要することにより相手方が特定される」程に「技術的に高度」もしくは「専門的な技術が要求される」業務を対象として適用されるため、今回のように通常の調理業務に対して同方式が適用される事例は極めて限られるのではないかと考えられる。この理由について質問したところ、調理委託業務を平成31年4月から開始した際、当センターでは調理委託に関してのノウハウが乏しく、また実績のある業者もなかった為、業者から提案を受けながら選定を実施した方が適切であると判断して採用したとのことであった。

しかし、調理委託も令和4年度は2回目の業者選定となり、その間センター側にもノウハウは蓄積していると考えられる。その上で本当に調理委託が上記に記載したプロポーザル方式による業者選定の対象事業に該当し今後も同方式を適用するのが妥当かどうかの検討を行い、適用するのであれば実施に当たっての決裁書でその理由を明確に記載しておくことが必要と考える。

【意見31】プロポーザル方式の採用について

調理委託業務がプロポーザル方式による業者選定の対象事業に該当し、同方式での選定が妥当かどうか検討を行い、決裁書にその理由を記載されたい。

ii 業者選定における議事録について

上記「企画提案コンペ及びプロポーザル等の実施要件の制定並びに随意契約審査会の審査を要しない随意契約について」の別紙「企画提案コンペ及びプロポーザル等の実施要件」の2（1）オでは、「審査は原則として会議方式で実施するこ

とし、議事録を作成すること」とされている。

資料を閲覧した結果、審査会は開催されていたがその議事録は見当たらなかった。

【指摘事項4】議事録について

プロポーザル方式を採用するのであれば審査会議事録の作成が必要である。

iii 実施報告書等について

調理業務委託契約書及びその仕様書では委託業者に下記のような報告書の作成・提出を求めている。

- 業務日誌
- 献立表
- 従事者等の衛生管理点検表
- 給食日誌

各報告書は仕様書でその様式が定められているが、業者から提出を受けている全ての報告書が仕様書で定められた様式ではなく業者の独自様式となっており、内容を比較すると過不足が存在する。担当者によると報告書様式の変更は両者話し合いの上合意されたとのことであるが、契約内容の変更であり、本来は合意書か覚書等を残すべきであると考ええる。

【指摘事項5】報告書の様式について

業者からの全ての報告書が仕様書で定められた様式と異なっており、内容に過不足が存在することから、契約内容の変更として合意書、覚書等を残すべきである。

③ 物品管理について

兵庫県の規則等によると、物品管理について下記のとおりに定められている。

財務規則 第190条（自己検査）

部局長又はかい長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない。

財務規則の運用について 第13 検査に関する事項（2）

自己検査については、少なくとも隔月に1回はこれを励行すること。

ただし、次に掲げる帳簿については、現在高に異動があった月のほか年に1回以上自己検査を行うものとする。

ウ 備品出納簿

また、兵庫県では10万円以上の物品で、使用耐用期間がおおむね1年以上にわたるものを備品として管理対象としており、また車両や200万円以上の工作機械等の備品類は重要物品として管理されている。

中央こども家庭センターでは備品及び物品について、年1回の現物の実査は行われていない。

【指摘事項6】 備品及び物品の棚卸について

全ての備品及び物品について、現在高の異動があった月のほか年1回の自己検査を実施すべきである。

また計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料等）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。

④ 一時保護所について

Ⅲ. 福祉部 児童家庭課 3. 一時保護所措置費事業 (2) 監査の実施 を参照。

3. 川西こども家庭センター

(1) 施設等の概要

所在地	川西市火打 1 丁目 12－16 キセラ川西プラザ 3 階 平成 30 年 10 月に現在地に移転。																		
職員数	令和 6 年 6 月 1 日現在 ： 46 人（会計年度任用職員を除く）																		
管区地域	伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、猪名川町																		
管内状況	総 人 口	453,811 人			中 学 校 数			19 校											
	児 童 人 口 ^{*1}	57,842 人			高 等 学 校 数			13 校											
	認定こども園数	24 所			特別支援学校数			1 校											
	保 育 所 数	83 所			児 童 委 員 数 ^{*2}			750 人											
	幼 稚 園 数	27 園			主任児童委員数 ^{*2}			23 人											
	小 学 校 数	42 校			—			—											
令和 5 年度 相談 受付状況 (単位：件)	市 町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談				非行相談		育 成 相 談			そ の 他				
			児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 犯	触 法	性 格 行 動		不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け	
		伊 丹 市	1,066	355	61					1	557		14	29	40	1	7	1	
		宝 塚 市	1,030	255	77					5	603		7	20	42	3	9	8	1
		川 西 市	830	259	30					4	474		8	14	32	1	2	5	1
		三 田 市	494	176	28					1	240	1	2	13	17	2	7	3	4
		猪 名 川 町	147	35	6		2				87		1	6	8	1	1		
		阪神北地域計	3,567	1,080	202		2			11	1,961	1	32	82	139	8	26	17	6
		丹波篠山市	131	37	17						63		4	4	2	1	2	1	
		丹 波 市	235	43	10		2			3	138	1	6	1	13	3	7	5	3
		丹波地域計	366	80	27		2			3	201	1	10	5	15	4	9	6	3
		管 外	80	29	5						30			5	4		4	1	2
		不 明																	
		計	4,013	1,189	234		4			14	2,192	2	42	92	158	12	39	24	11
外観																			

*1 児童人口は、令和2年国勢調査による。 *2 児童委員・主任児童委員数は定数。

(出典) ひょうごの児童相談(令和6年度)

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 未成年後見人支援事業について

i 損害賠償保険等の未加入期間について

未成年後見人及び被後見人に対する保険料助成事業について、「兵庫県未成年後見人支援事業実施要綱」では、下記のとおり定められている。

第9条（損害賠償保険等への加入申請）

法第33条の8に基づきこども家庭センター所長が未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人が選任されたときは、こども家庭センター所長は速やかに第3条に掲げる要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険等の加入申請を行うものとする。

令和5年度において、賠償責任保険（1名分）及び傷害保険（3名分）の加入期間が令和5年5月1日から令和6年3月31日までとなっており、令和5年4月の1か月間が未加入であった。また、令和6年度においても、傷害保険（全員分）の加入期間が令和6年5月1日から令和7年3月31日までとなっており、令和6年4月の1ヶ月間が未加入であった。

当該未加入期間の発生は、令和5年度では後見人1名分について代理店への加入申請が遅れたこと、令和6年度では担当者の交代による引継ぎ不足等により後見人全員分について代理店への加入申請が遅れたことが原因である。なお、令和6年度の損害賠償保険については、別の代理店において4月分のみ加入できたため、未加入期間は生じていなかった。

【意見32】 損害賠償保険等の未加入期間について

今後、損害賠償保険等の未加入期間の発生を防ぐために、要綱に従い、速やかに加入申請を行う体制を整備する必要がある。また、加入申請の遅延が発生した際の対応策を要綱等で定めるとともに、担当者の交代時における引継ぎが適切に行われるよう、引継ぎプロセスを強化する必要がある。

② 出納手続について

i 現金出納簿等について

開示請求者よりコピー代を受け取るなどの現金取引が発生した場合、また歳入歳出外現金取引が発生した場合には、当センターでは現金及び歳入歳出外現金の入出金を「普通預金元帳」「歳入歳出外現金普通預金元帳」に記録し、現金出納簿及び歳入歳出外現金出納簿には入出金があった日についてかい長がその内容を

確認した日付及びかい長のサインを記載している。

しかし、現金及び歳入歳出外現金の入出金は普通預金元帳ではなく現金出納簿、歳入歳出外現金出納簿に記録すべきものである（ちなみに財務規則では普通預金元帳、歳入歳出外普通預金元帳に関する規定はない）。また現金出納簿及び歳入歳出外現金出納簿は県の財務規則 192 条に定められた様式（それぞれ様式第 80 号及び第 79 号）ではなく独自様式となっており、また歳入金、歳出金及び歳入歳出外現金の総括に関する帳簿（財務規則 192 条（1）ア）も作成されていない。

【指摘事項 7】出納関係書類について

現金出納簿等は財務規則に従い作成・記録する必要がある。

ii 切手等の管理について

切手は日々、利用目的及び単価、枚数、依頼者、取扱者を手書きで管理簿に記載し、加えて一定期間毎に郵便切手出納簿（様式第 87 号）を PC で作成している。また収入印紙は郵便切手出納簿に直接手書きで日々記載している。

往査時における切手及び印紙の実査を行ったところ、切手は金額種類が多く、種類毎に枚数も比較的多くなっているのにも関わらず、管理簿上は切手合計金額でしか管理がされていない。また切手は現物残と管理帳簿との間にわずかではあるが差があった。上記のように管理簿が手書きによるものと PC で作成するものとで二重となっており手間がかかっているため、例えば郵便切手出納簿を金額種類毎に作成して金額種類ごとの残高が随時分かるようにし（合計金額は定期的に算定しておれば問題ないとする）、記載方法を工夫して手書のみで完結するようにすれば、PC で形式的な帳簿を作成する必要もなくなり、かつ現物残高とも照合しやすいと思われる。他にも様々な方法があると考えられるので、より効率的な管理方法を検討されたい。

【意見 33】切手等の管理について

切手、印紙等の残高管理に関し、より効率的な管理方法を検討されたい。

② 物品管理について

i 備品実地棚卸資料について

備品実施棚卸は実施しているとのことであったが、その際の現物との照合結果が分かる実地棚卸資料が残されていない。例えば仮に備品が紛失した場合、紛失原因を調査するにあたってそれがいつの時点まで確実に存在したかは当該資料がないと判明しない為、結果資料は残しておくべきである。

【意見 34】 実地棚卸資料について

備品の実地棚卸結果資料は一定期間保存されたい。

4. 姫路こども家庭センター

(1) 施設等の概要

所在地	姫路市新在家本町1丁目1ー58 平成25年2月に現在地に新築建替。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
職員数	令和6年6月1日現在 ： 39人（会計年度任用職員を除く）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
管区地域	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、 福崎町、太子町、上郡町、佐用町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
管内状況	総 人 口	793,639人				中 学 校 数				72校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	児 童 人 口* ¹	126,687人				高 等 学 校 数				35校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	認定こども園数	134所				特別支援学校数				7校																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	保 育 所 数	63所				児 童 委 員 数* ²				1,591人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	幼 稚 園 数	63園				主任児童委員数* ²				107人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	小 学 校 数	136校				—				—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
令和5年度 相談 受付状況 (単位：件)	<table><tr><td rowspan="2">市 町</td><td rowspan="2">受 付 総 数</td><td colspan="2">養護相談</td><td rowspan="2">保 健 相 談</td><td colspan="4">障 害 相 談</td><td colspan="2">非行相談</td><td colspan="2">育 成 相 談</td><td rowspan="2">そ の 他</td></tr><tr><td>児 童 虐 待</td><td>そ の 他 の 養 護</td><td>肢 体 不 自 由</td><td>視 聴 覚</td><td>言 語 発 達</td><td>重 症 心 身</td><td>知 的</td><td>発 達 障 害</td><td>ぐ 触 犯 法</td><td>性 格 行 動</td><td>不 登 校</td><td>適 性</td><td>育 児 し っ け</td></tr><tr><td>姫 路 市</td><td>2690</td><td>890</td><td>173</td><td></td><td>2</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1469</td><td>4</td><td>35</td><td>52</td><td>44</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td><td>8</td></tr><tr><td>神 河 町</td><td>45</td><td>10</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>29</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市 川 町</td><td>32</td><td>9</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>福 崎 町</td><td>78</td><td>27</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>40</td><td>1</td><td></td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>中播磨地域計</td><td>2845</td><td>936</td><td>185</td><td></td><td>2</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1559</td><td>6</td><td>35</td><td>56</td><td>45</td><td>3</td><td>3</td><td>5</td><td>8</td></tr><tr><td>相 生 市</td><td>81</td><td>35</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>36</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>た つ の 市</td><td>249</td><td>101</td><td>14</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td>122</td><td></td><td>7</td><td></td><td>3</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>赤 穂 市</td><td>144</td><td>37</td><td>17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>77</td><td></td><td>2</td><td>4</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>宍 粟 市</td><td>84</td><td>27</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>46</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>太 子 町</td><td>134</td><td>44</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>74</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>上 郡 町</td><td>19</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>佐 用 町</td><td>38</td><td>9</td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>21</td><td></td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>西播磨地域計</td><td>749</td><td>259</td><td>51</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td>389</td><td>1</td><td>17</td><td>10</td><td>15</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>管 外</td><td>87</td><td>31</td><td>12</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>35</td><td></td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>不 明</td><td>3</td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>3,684</td><td>1,226</td><td>251</td><td></td><td>3</td><td></td><td>1</td><td>2</td><td>1,983</td><td>7</td><td>54</td><td>70</td><td>62</td><td>5</td><td>4</td><td>6</td><td>10</td></tr></table>	市 町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談				非行相談		育 成 相 談		そ の 他	児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護	肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 触 犯 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 し っ け	姫 路 市	2690	890	173		2		1	1	1469	4	35	52	44	3	3	5	8	神 河 町	45	10	4						29	1			1					市 川 町	32	9	2						21									福 崎 町	78	27	6						40	1		4						中播磨地域計	2845	936	185		2		1	1	1559	6	35	56	45	3	3	5	8	相 生 市	81	35	8						36		1	1						た つ の 市	249	101	14		1				122		7		3	1				赤 穂 市	144	37	17					1	77		2	4	6					宍 粟 市	84	27	6						46		2	2			1			太 子 町	134	44	3						74	1	3	2	5	1			1	上 郡 町	19	6							13									佐 用 町	38	9	3						21		2	1	1			1		西播磨地域計	749	259	51		1			1	389	1	17	10	15	2	1	1	1	管 外	87	31	12						35		2	4	2				1	不 明	3		3															計	3,684	1,226	251		3		1	2	1,983	7	54	70	62	5	4	6	10															
				市 町	受 付 総 数		養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談				非行相談		育 成 相 談		そ の 他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護			肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達		重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 触 犯 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 し っ け																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		姫 路 市	2690	890	173		2		1	1	1469	4	35	52	44	3	3	5	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		神 河 町	45	10	4						29	1			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		市 川 町	32	9	2						21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		福 崎 町	78	27	6						40	1		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		中播磨地域計	2845	936	185		2		1	1	1559	6	35	56	45	3	3	5	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		相 生 市	81	35	8						36		1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		た つ の 市	249	101	14		1				122		7		3	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		赤 穂 市	144	37	17					1	77		2	4	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		宍 粟 市	84	27	6						46		2	2			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		太 子 町	134	44	3						74	1	3	2	5	1			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		上 郡 町	19	6							13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		佐 用 町	38	9	3						21		2	1	1			1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		西播磨地域計	749	259	51		1			1	389	1	17	10	15	2	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	管 外	87	31	12						35		2	4	2				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
不 明	3		3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
計	3,684	1,226	251		3		1	2	1,983	7	54	70	62	5	4	6	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
外観																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

*1 児童人口は、令和2年国勢調査による。 *2 児童委員・主任児童委員数は定数。

(出典) ひょうごの児童相談(令和6年度)

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 未成年後見人支援事業について**i 損害賠償保険等の超過支払及び未加入期間について**

未成年後見人及び被後見人に対する保険料助成事業について、「兵庫県未成年後見人支援事業実施要綱」では、下記のとおり定められている。

第9条（損害賠償保険等への加入申請）

法第33条の8に基づきこども家庭センター所長が未成年後見人の選任の請求を行い、家庭裁判所より未成年後見人が選任されたときは、こども家庭センター所長は速やかに第3条に掲げる要件を満たしている未成年後見人及び被後見人に係る損害賠償保険等の加入申請を行うものとする。

第10条（保険料助成額）

保険料の助成額は、次に掲げるとおり、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成17年5月2日付雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める保険料額の全部の助成を行うものとする。

（略）

また、損害保険への加入が年度途中の場合には、別途日本社会福祉士会が定める額とする。

（1）未成年後見人の賠償責任保険 1人当たり年額 5,210円

（2）被後見人の傷害保険 1人当たり年額 7,680円

損害賠償保険に関して、要綱では1人当たり年額5,210円と定められているが、実際には1人当たり5,230円と20円超過した金額を支給していた。

また、傷害保険については、加入期間が令和6年5月1日から令和7年4月1日までとなっており、令和6年4月の1か月分が未加入であった。

これは、4月から損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するためには、3月中旬までに代理店へ加入申請を行う必要があったが、3月下旬の申請となり、加入申請が遅れたことが原因である。損害賠償保険については、別の代理店において4月分のみ加入を行ったが、その結果、両方の代理店を通じた合計金額が要綱で定められた金額を超過することとなった。また、傷害保険については、別の代理店でも4月分の加入が行えなかったため、未加入のままとなった。

【意見35】 損害賠償保険等の超過支払及び未加入期間について

今後、損害賠償保険等の超過支払及び未加入期間の発生を防ぐために、要綱に

従い、速やかに加入申請を行い、保険料助成額を超過しないように管理する必要がある。また、加入申請が遅れた場合に保険料の超過や未加入のリスクが発生しないよう、加入申請の遅延に対する対応策についても要綱等で定める必要がある。

② 物品管理について

物品の管理については、毎年、現物の実査が6月に行われているが、実施した日付けとサインが残されているのみで、詳細な実施方法や結果のわかる証跡は残されていない。

【意見36】備品及び物品の管理について

備品及び物品の現物の実査について、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）を翌年度以降の実施に備えて、残しておく必要がある。

③ 契約事項について

下記の委託契約について、決裁書や契約書等を閲覧し、随意契約の要件等を確認した。

（単位：円）

契約内容	月額	年額
エレベーター保守委託料	62,700	752,400
庁舎警備委託料	8,690	104,280
消防設備点検保守委託料（年2回）	—	33,000
ガスピーポン保守委託料	—	12,120
ガスヒーポン フロン定期点検契約代	—	28,160
要保護児童等指導委託費	—	266,000
要保護児童等指導委託費	—	28,000

エレベーター保守委託契約については、随意契約運用基準 4-(2)-ア「1人又は1会社の占有する物品を購入しようとするとき」を適用し、1者随意契約として、5年間の長期契約を行っている。（契約期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日）

随意契約理由として、技術的にオンライン点検ができる点をあげられているが、実際にこの取引先しかできないのか、またその場合でも他の取引先になった場合、どれくらいコストアップするのかは明確ではない。

随意契約を行う場合は、「財務規則の運用について」に、「…その取扱いについては、厳正を期すること。」と規定されており、より慎重に検討する必要があるこ

とから、次回のエレベーター保守委託契約時には現在の契約先との随意契約ありきではなく、一から検討し直す必要がある。

【意見 37】 委託契約の締結について

委託契約の締結については、随意契約ありきではなく慎重に検討することが必要である。

5. 豊岡こども家庭センター

(1) 施設等の概要

所在地	豊岡市正法寺 446 平成 25 年 1 月に現在地に新築建替。																	
職員数	令和 6 年 6 月 1 日現在 ： 13 人（会計年度任用職員を除く）																	
管区地域	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町																	
管内状況	総 人 口	147,890 人				中 学 校 数				24 校								
	児 童 人 口* ¹	22,961 人				高 等 学 校 数				13 校								
	認定こども園数	41 所				特別支援学校数				3 校								
	保 育 所 数	14 所				児 童 委 員 数* ²				528 人								
	幼 稚 園 数	11 園				主任児童委員数* ²				40 人								
	小 学 校 数	57 校				—				—								
令和 5 年度 相談 受付状況 (単位：件)	市 町	受 付 総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談			そ の 他		
			児 童 虐 待	そ の 他 の 養 護		肢 体 不 自 由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的	発 達 障 害	ぐ 触 犯 法	性 格 行 動	不 登 校	適 性		育 児 し っ け	
	豊 岡 市	427	141	46					3	215	4	1	4	5	1	3	4	
	養 父 市	92	24	11		3				46	1	1	1	2		1	2	
	朝 来 市	118	30	5	1					70	3	1	2	2	3		1	
	香 美 町	60	21	1						30	2		2	2		2		
	新 温 泉 町	39	8	3						26		2						
	但馬地域計	736	224	66	1	3			3	387	10	5	9	11	4	6	7	
	管 外	10	6	1						1		1						1
	不 明																	
計	746	230	67	1	3			3	388	10	6	9	11	4	6	7	1	
外観																		

* 1 児童人口は、令和 2 年国勢調査による。 * 2 児童委員・主任児童委員数は定数。

(出典) ひょうごの児童相談 (令和 6 年度)

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 家庭復帰等評価委員会について

家庭復帰にあたり意見を伺う諮問委員会として「家庭復帰等評価委員会」が設置されている。当該委員会は第三者委員（学識経験者等5名）と援助機関委員（主任児童委員等）から構成され、センターとしての評価を審議し援助内容の決定に影響を与えている。

平成20年3月に厚生労働省から発出された通知「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号）において、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」が示されている。

通知では、児童虐待により児童福祉施設入所措置等となった子どもを家庭復帰させるかどうか検討する段階において、チェックリスト等を参考にして客観的かつ総合的に判断するよう、積極的な活用が求められている。

兵庫県では、平成16年に「虐待をした親等への家族再生支援プログラム」を策定し、家族再統合に向けた支援を行ってきたが、国の通知および国のチェックリスト等を踏まえ、平成26年3月に「家族支援のガイドライン」を作成した。その際、国のチェックリストを参考に作成したものが、兵庫県版チェックリストとして存在している。

児童虐待を主訴として行った一時保護や施設入所措置、里親委託措置の解除を検討する際、本チェックリストを用いてケースの全体的な評価を客観的に行うよう示されており、県所管のこども家庭センター（児童相談所）で活用されている状況である。

【指摘事項8】家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト（兵庫県版）の作成について

令和5年度は家庭復帰等評価委員会が合計11回開催されたが、うち6回の判断について所定の「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」（兵庫県版）が作成されていなかった。当該チェックリストは経過、子どもの状況、保護者の状況、家庭環境、地域の体制をまとめたもので、最終評価（A 家庭復帰、B 家庭復帰に課題あり、C 家庭復帰は不可）にいたるプロセスが簡潔明瞭に記録され、行政の総合判断の客観性・正当性を保障するための文書の一つである。最終評価の

妥当性を後日にわたり検証するためにも作成されるべきものであった。

② 契約について

兵庫県指導委託促進事業に関し、一者随意契約であるが決裁書には「地自法令 167 条の 2 ①二」との記載だけであり、随意契約の理由が記載されていない。「地自法令 167 条の 2 ①二」は「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」であり、決裁書には根拠条文に加えて何故競争入札に適しないかの理由記載が必要（今回の場合は当該事業において受け入れ可能な施設が豊岡においては当該社会福祉法人のみである為、とのこと）であると考ええる。

【意見 38】 随意契約の理由について

決裁書に具体的な随意契約理由を記載されたい。

③ 物品管理について

使用見込みのない備品について、財務規則では下記のとおり定められている。

財務規則第 146 条（使用に耐えない物品等の報告）

職員は、その使用中の物品が使用に耐えなくなったとき、又は不用となったときは、直ちにその旨を物品管理者に申し出なければならない。

物品管理台帳を確認したところ、パソコン 11 台のうち 7 台は使用されておらず、サポート契約も終了しており、今後使用される見込みはないものの、廃棄処分されずに書庫に置かれている状況であった。

【意見 39】 使用見込みのない備品の処分について

使用見込みのない備品については、そのまま放置しておくのではなく、財務規則に従い、直ちに物品管理者に申し出を行い、速やかに廃棄処理などの適切な対応を行う必要がある。

V. 福祉部 県立明石学園

1. 明石学園

(1) 施設等の概要

① 施設概要

目的	明石学園は、児童福祉法第44条に基づく「児童自立支援施設」であり、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行いその自立を支援することを目的」としている。
所在地	明石市魚住町清水 2744
入所定員	暫定定員 48 名（令和5年度）
敷地面積	90,279.06 平方メートル
職員数	・事務職 4 名 ・児童自立支援専門員等 15 名 ・調理員 3 名 ・会計年度任用職員 14 名 （児童心理カウンセラー1名、栄養指導業務1名、調理員2名 他10名）
外観	

② 業務内容

主として下記のような業務を行っている。

・ 自立支援指導

自立支援指導は、一人ひとりの児童の特質、特徴を踏まえながら、毎日の日課と行事をして実践するものであり、生活指導、学習指導、クラブ活動指導及び農園芸作業指導を4本柱として実践している。

・ 文化とのふれあい体験活動

自立支援の重点課題である児童の情操教育を育てるため、外部の専門講師による「特別指導事業」として、文化とのふれあい体験活動を実施している。

・ 中学卒業生の自立支援

中学卒業後も引き続き在園する児童のための中学卒業生教室を設置し、高校等への進学を希望する児童には、高校受験のための学習支援や、必要に応じて、学園から高校等への通学支援を実施する。また、職業体験やアルバイト就労等を実施し、将来の自立に必要な社会性等を身につけるための支援を行う。

・ 心理支援

児童心理カウンセラーが、入所前の問題行動の振り返りや、困りごとなどを丁寧に聞き取るなどの個別のカウンセリングを行い、個別の支援につなげている。また、児童にソーシャルスキルトレーニングを行い、良好な人間関係作りに役立てている。等

(2) 監査の実施

担当部署にヒアリングを実施するとともに、施設を視察し、契約書、物品管理資料等の監査対象年度における関連資料を入手し閲覧した。

① 施設運営について

i 女子寮再開に向けた児童自立支援専門員等の確保について

令和5年度末における児童自立支援専門員等の配置は下記のとおりである。

職種	法令基準	配置基準	過不足
児童自立支援専門員等	12人	19人	+7人

児童自立支援専門員等については法令基準を上回る配置がなされている。しかし、現状は男子寮4棟、女子寮2棟、男子年長児寮1棟のうち女子寮1棟について児童自立支援専門員等の不足等により休止中であり、新たな女子の受け入れが困難な状況である。

【意見40】女子寮再開に向けた児童自立支援専門員等の確保について

支援を必要とする女子に対する機会を逃さず、健全な発達と社会復帰を促した

めに、早期に児童自立支援専門員等を確保し、女子寮の休止を解消することで新規受け入れが可能な体制を構築することが望まれる。

② 契約について

プールの濾過器ろ材入れ替え工事委託は、別に実施したプール濾過器点検業務委託の結果異常が見つかった為実施したものである。両委託契約とも1者随意契約であり、両業務委託の決裁書には「プール濾過器は特殊な機械であり、設置業者に点検を依頼することが望ましい。濾過機を当初設置した業者はH14年に廃業し、その後引き継いだ業者が当社であるため、引き続き当社に委託契約を行う」と全く同じ随意契約理由が記載されている。点検業務は44,000円、工事委託は977,760円（共に税込）で見積金額通りに契約されているものの、特に後者につき金額水準が妥当なものかどうか全く確認できない。随意契約理由に記載のとおり、当該業者は当初の施工業者ではなく営業を引き継いだけであり、監査人がインターネットで検索した限りではプール濾過器関係の点検、工事を取り扱っている業者は他にも数多く存在する。プールは設置年数が古く、現在では状況が変化している可能性もあるため、他業者にも点検や工事が可能かどうか問い合わせし、可能であれば相見積もりを実施するよう検討されたい。

【意見41】プール濾過器関係工事等について

相見積もりの可能性を検討されたい。

③ 現金管理について

i 現金出納簿の記録漏れについて

現金出納簿について、財務規則では下記のとおり定められている。

財務規則 第192条（備付帳簿）

次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる帳簿を備えてその所掌に属する事務について必要な事項を記録しなければならない。

（2）出納員

ウ 現金出納簿

令和5年度の即納書と現金出納簿を突合した結果、住民税徴収金9,000円の受領について即納書には記載されていたが、現金出納簿には記録されていなかった。

【指摘事項9】現金出納簿の記録漏れについて

日々の現金の受払金額や残高を正確に把握し、紛失や盗難などのリスクを防ぐため、財務規則に従い、全ての現金取引について現金出納簿に漏れなく正確に記録すべきである。

④ 物品管理について

i 使用見込みのない備品について

使用見込みのない備品について、財務規則では下記のとおり定められている。

財務規則第146条（使用に耐えない物品等の報告）

職員は、その使用中の物品が使用に耐えなくなったとき、又は不用となったときは、直ちにその旨を物品管理者に申し出なければならない。

物品の管理状況を把握するために事務室の保管棚を点検したところ、長期間使用されていないパソコンが複数台あった。

【意見42】使用見込みのない備品について

使用見込みのない備品については、そのまま放置しておくのではなく、財務規則に従い、直ちに物品管理者に申し出を行い、速やかに廃棄処理などの適切な対応を行う必要がある。

ii 備品の処分について

備品の処分について、財務規則では下記のとおり定められている。

財務規則第150条 物品処分決定書（処分の決定）

物品管理者は、物品の売払、廃棄、貸付け、法第237条第2項の規定による譲与若しくは減額譲渡、又は物品の公有財産への編入をしようとするときは、物品処分決定書（様式第61号）によりこれを決定しなければならない。

物品の管理状況を把握するため、備品出納簿から任意に抽出した備品について現物確認を行った結果、平成17年3月に取得したパソコン（139,100円）に関して現物を確認できなかった。取得時から19年以上経過しているため、既に廃棄されている可能性があるとのことであった。

【意見43】備品の処分について

備品出納簿に記載された資産の実在性及び正確性を確保するためには、備品の廃棄等を行う場合には、財務規則に従い物品処分決定書に基づいて処分を決定し、備品出納簿上も速やかに除却処理を実施する必要がある。

iii 備品の棚卸について

備品の棚卸について、財務規則等では下記のとおり定められている。

財務規則 第190条（自己検査）

部局長又はかい長は、当該部局又はかいの出納員、分任出納員及び経理員に対し、その所掌する現金及び物品（占有動産を含む。以下本条において同じ。）

の出納及び保管の事務並びに現金、物品及び債権の記録管理の事務について検査しなければならない。

財務規則の運用について 第13 検査に関する事項(2)

自己検査については、少なくとも隔月に1回はこれを励行すること。

ただし、次に掲げる帳簿については、現在高に異動があった月のほか年に1回以上自己検査を行うものとする。

ウ 備品出納簿

また、兵庫県では10万円以上の物品で、使用耐用期間がおおむね1年以上にわたるものを備品として管理対象として管理されている。

これに対して、明石学園では備品及び物品について、現物の実査は行われていない。

【指摘事項10】備品の棚卸について

全ての備品について、財務会計規則等に従い、現在高の異動があった月のほか年1回の自己検査を実施すべきである。

ただし、明石学園では備品及び物品の点数も多いため、毎年全ての備品及び物品について現物の実査を行うことは困難であるため、施設の実情に合わせたルールを定め、そのルールに基づいて実施していく必要がある。

また、計画書や実施時の資料（実施内容や結果、その後のフォローの状況の資料）について、翌年度以降の実施に備えて、残しておくことが必要である。

iv 物品の管理について

物品の管理について、「備品管理要領の改正に伴い備品対象外となる備品について（通知）」では下記のとおり定められている。

物品の範囲

(1) 使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は修正価格（以下「取得価格という。」）が50,000円以上100,000円未満のもの。

(2) 使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格、評価額又は取得価格が50,000円未満で下記に該当するもの。

ア 厳正な管理を必要とするもの（印章類、閲覧用図書、机、椅子、ロッカー等その他の物品で、個人を使用責任者とするもの）。

イ 国庫補助事業等により取得した物品で国が備品と定めているもの。

ウ 物品管理者が、備品として管理することが適当と認めるもの。

物品の取扱いについて

今回の改正で備品対象外となる物品についても、備品に準ずるものとして「物品管理台帳」による数量管理を行うが、国庫補助事業等により取得した物品で出納が記録されている場合は、これを「物品管理台帳」に代えることができる。

なお、当分の間、現行の備品出納簿の使用も可とするが、新規取得の場合は、「物品管理台帳」による数量管理を行う。

物品については、物品管理台帳により数量管理を行う必要があるが、明石学園では、物品管理台帳は作成されていない。

【指摘事項 11】 物品の管理について

物品については、物品管理台帳を作成し、数量管理を行うべきである。

以上